

令和4年第2回（定例会）
笠置町議会 会議録（第2号）

招集年月日	令和4年6月30日 木曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和4年6月30日 9時30分			議長	大 倉 博	
	閉 会	令和4年6月30日 16時02分			議長	大 倉 博	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 7名 欠席 0名 欠員 1名
	1	向出 健	○	5	坂本英人	○	
	2	松本俊清	○	6	田中良三	○	
	3	由本好史	○	7	西 昭夫	○	
	4	欠 員		8	大倉 博	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 10名 欠席 0名
	町 長	中 淳志	○	税 住 民 長 課 長	石原千明	○	
	参事兼総務 財政課長 事務取扱	前田早知子	○	保健福祉 課 長	岩崎久敏	○	
	総務財政課 担当課長	森本貴代	○	商工観光 課 長	大西清隆	○	
	会計管理者	増田紀子	○	建設産業 課 長	福島 学	○	
	総務財政課 企画政策 室 長	草水英行	○	人権啓発 課 長	石川久仁洋	○	
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務局 長	穂森美枝	○	議会事務局 主 査	井上卓弥	○	
会 議 録 署名議員	3 番	由 本 好 史		5 番	坂 本 英 人		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

令和4年第2回笠置町議会会議録

令和4年6月23日～令和4年6月30日 会期8日間

議 事 日 程 (第2号)

令和4年6月30日 午前9時30分開議

- 第1 一般質問
- 第2 閉会中の委員会調査等報告及び一部事務組合議会報告
- 第3 閉会中の継続調査の件

開 会 午前9時30分

議長（大倉 博君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和4年6月第2回笠置町議会定例会第2日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付をしたとおりです。

議長（大倉 博君） 日程第1、一般質問を行います。

質問時間は、議員の持ち時間を30分以内とし、答弁の時間は含みませんので、申し添えます。

質問及び答弁は簡明にしてください。一般質問は通告制ですので、通告していない質問及び関連質問は許可いたしません。

1番、向出健議員の発言を許します。向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

質問通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

まず、大きな1つ目に、災害対策について質問をさせていただきます。

避難所の容量と避難者の数、考えてみますと大規模な災害が発生した場合、十分に避難所に収容できない、そういう可能性が十分にあると思います。特に地震などで家屋等が倒壊した場合には、自宅待機という対応もできなくなってくるというふうに考えます。

現在、避難所収容数を超える避難者が出た場合には、どのような避難の体制などが取られているか、対応されるのかお聞きをしたいと思います。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。向出議員の御質問お答えさせていただきます。

現在、笠置町の地域防災計画の中で記載しております収容人数は、指定避難所、こちら笠置小学校や産業振興会館ですけれども、そちらが430名、指定緊急避難所といたしまして各地区の集会所であったり笠置会館など、合計で400名、全体で830名というふうに予定をしております。ただ、これは新型コロナウイルス感染症対策のために距離を取ってみたり、それからパーティションの設置によりましてもう少し低くなるものかなと思っております。

今向出議員のおっしゃいましたように、家屋の倒壊等避難の方が多くなった場合、収容し切れない可能性もございます。そういう場合、想定といたしまして今後車中泊であるような

ことも考えなければいけないのかなと思っております。

また、事前に避難できる必要性があると思われる場合には、ほかにお住まいの親戚や知人家に避難いただくということも検討いただけたらなというふうに考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

今車中泊という答弁もあったと思うんですけども、車中泊というのは大変健康上の問題も大きいと思うんです。やっぱりそれは想定するべきではないんじゃないかと。現実問題として対応が不十分な場合に、個々人の判断でやむを得ずそういう場合が起きるということはあると思うんですけども、町としてはそれを想定するんじゃないくて、例えば仮設テントであつたりとか、もう少しきちっとした形の対応を目指すべきじゃないんでしょうか。

車中泊というのは想定内にすべきではないことだと思うんですけども、その点答弁いただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

少し説明不足になってしまい、申し訳ありません。町の地域防災計画の中では仮設として笠置運動公園で仮設の避難所を建てるということも記載しております。想定しております。

今、車中泊と言いましたのは、町で進めるというのではなくて、やっぱり今のコロナの感染状況等で車中泊を希望されるということも出ております。もちろん体調的にはエコノミー症候群であつたりとかいろんなことも危惧されているところではございますので、町で積極的にそれを進めるというのではありません。車中泊を希望される場合には、何らかの場所の提供であつたりというところは考えないといけないのかなというところですよ。

言いましたように、仮設のテントであつたり住まいであつたりというものは、防災計画上予定しているところもございますので、そちらでまず対応かなと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

特に笠置町の場合、財政的な問題もあって、いわゆる避難所を増やしていくのが困難だという答弁が以前からされています。特に浸水域を想定した場合、現在の避難所では十分な避難所としての機能が果たせないんじゃないかということで、垂直避難ですね、垂直避難という言葉が使われていますけれども、要するに高い建物を建てて対応するということが一つだと思うんですけども、それがなかなかできない状況にあると思います。

そうした場合には、やはり広域的な避難ということで、他の自治体との協定を結んで、いざとなれば安全な場所に他の自治体の協力も得て避難所を準備いただき、そういう形で避難をするということも考えられると思うんですけども、これまでの話の中では、特に協定がなかなか進んでいないと。全くできていないというわけではないけれども、まだまだ十分に進んでいないというふうにお聞きをしています。

そこで、今広域避難については進捗状況がどうなのか、なかなか進まないその大きな要因、原因は何なのか、その点について答弁をいただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。向出議員の御質問お答えさせていただきます。

現在、さきの議会等々で答弁させていただいておりますが、相楽東部の和東町、南山城村さんといったところで災害時の相互協定、相互支援に係る協定のほうは進めております。ただ、こちらはまだ協定結ぶところには至っておりませんが、新型コロナウイルス等が拡大してきておりましたので、そちらについての対応を記載するかというところで、今協議しているところでございます。

定住自立圏の中心市である伊賀市さんとのほうは、消防関係で既に応援協定はできておりますが、今後、伊賀市さんも含め近隣の市町村、自治体の方とも協定のほうできればなというふうに考えております。それぞれの自治体での避難の状況ということもございますので、相互の支援という形で協定のほうを進められればと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

以前から新型コロナの件でなかなか文言の話もあるというふうにお聞きしているんですけども、その1点だけでなかなか進まないというのでは、住民の安全をしっかりと守るという立場果たせないと思うんです。

それで、それはもう大分前の話ですから、もうさすがに早急に協定とかいろんな体制を整えないと、災害はいつ起こるか分からない面が当然ありますから、現在の状況で本当に避難所が十分じゃないということも分かっている、笠置町だけの対応では無理だということもはっきりしていると思うんです。もちろんそれもいろんな国や府への要望を求めて、町内での対応もいると思うんですけども、差し当たりやはり災害というのはいつ起こるか分からないということで、取りあえずできる面としては、現在、利用できる、もちろん村と和東だ

けではなくて近隣の市町村も含めて、そういうことも本当に考えておかないと、今までそういう大規模なものがこの数年は起きていないという状況ですけれども、いざというときに対応するためであるので、それはまさに今の平時の時点でやっていくべきだと思うんですね。

なかなか進捗が、状況何度も聞いていますけれども、進んでいない状況があるんですが、進まない大きな要因が新型コロナの文言のやり取りだけなのかそんなことなのか、そうじゃなくて何か大きな要因があるのか、話合いが十分に持たれていないのか、その点をきちっと明らかにしていただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。向出議員の今の御質問です。

おっしゃるとおり、早く進めないといけないということはそれぞれの自治体のほうでも考えているところではございますけれども、やはり費用面であったりとか、コロナのその後の対策についてなかなか進んでいないというのが現状でございます。

事務的なところで協議して進んでいるところではありますけれども、やはり最終的な判断というところはそれぞれの首長になってきますので、それぞれほかの2つの自治体につきましても、それぞれの自治体内での事情というのがありますので、そこらも十分考慮させていただきながら進めないといけないと感じております。

一番住民の方々に御迷惑かかるような形というのは避けたいと思いますので、できるだけ改めて協議のほうを進めるように努力してまいりたいと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

当然他の自体もそれぞれの自治体の災害の対応における避難所の機能がもちろんありますから、例えばキャパがオーバーしていると、既に、という場合は例えばその自治体にもお願いをして、財政的な差がありますから、例えばそういうことも受入れも含めて一定共同して財政支出も含めて協力をして避難所を増やしていただくとか、そういう課題等々があると思うんですけれども、何度か聞いていますが、特別にこういうことで課題があるとか、こういうところで協議がなかなか進んでいないんだところの具体的な課題の整理や問題点といいますか解決すべきことが全然説明がこれまでないんですけれども、本当に今話を進めておられるのか、そのあたりの整理を本当にすべきじゃないかと。1個1個解決していくことがあれば、協力もしてしていくべきだと思うんです。

それで、南山城村でいったら近いような状況もありますから、そう単純に避難所の数が十

分に笠置町とか他の自治体の受入れもできるのかとか様々な課題はあるので、先ほど言ったように、都道府県超えても場合によっては考えればいいと思うんですけども、そういうことの話というのは進んでおられるのかどういう状況なのか、もう全然話が進んでいない状況なのか、もう少し詰めていけば近くで一定成果が得られるというか前進ができる状況なのか、そのあたりをやっぱりしっかりやるべきなんじゃないかと。

一般的に当然早く進めるという話はもちろんだと思うんですけども、そういう具体的な話が出てきませんので、そのあたりはどうなっているのかなと思います。その点について答弁いただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員の今の御質問ですが、協定書案というところまでは作成できております。そこをそれぞれの自治体さんのほうで確認いただいている中で、新型コロナウイルスの記載を詳しく入れればいいのかというふうな話が出てまいりました。それぞれの自治体のお考えもございまして、なかなかその後詰まっていないというところがございます。

自治体の事務的な流れといたしましても、議会で協定を結ばないといけないことであったり、特に伊賀市さんのほうでしたら、やっぱり圏域というところはございますけれども、圏域としての定住自立圏としての協定書の中でできるのかどうかというところのこともございますので、まだ定住自立圏内というところでは進んでおりませんが、そういうところもクリアしながらしないといけないというふうに思っております。

具体的にどこで止まっているかと、進んでいないかといいますと、先ほど言いましたように、新型コロナウイルス包括的な記載でオーケーなのか具体的に書くのかという本当に事務レベルのことではございますけれども、そういう中でなかなか協議が進んでいないということが現状でございます。

前の参与のほうでも調整もしていただいておりますので、引き続いて調整をそれぞれの2つの自治体さんと進めていきたいという思いは持っておりますので、ちょっと出水期までにとかということではできませんけれども、なるべく早めにめどをつけて進めたらというふうに考えております。

すみません、具体的な細かい事務のこれですというふうな説明にはなりませんでしたが、あらかたといたしましては、協定書案まではできているというところで御理解いただけたらと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

今協定書案まではできているということでしたけれども、お聞きしたいことがあります、例えば台風などのように、以前も聞きましたけれども、災害が一定予測される場合については事前避難等もあると思うんですが、今現在、伊賀市とは先ほど一定の協力のものはあるということでしたけれども、避難に関してはまだまだ進んでいない状況の中で、そういうことがあった場合には、緊急的に他の自治体への避難者の受入れとかそういうことが今現在でも可能であるのか、一定体制が整えてあるのかどうか、その点についてお聞きをしたいと思います。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員のおっしゃいました他の自治体への避難ということですが、今現在の協定ができていない状況では、受入れというのは難しいと思っております。

先ほど言いました相互支援の協定ができることによって避難される方の受入れというのは可能になってくるものと思っております。台風など事前に予測がつくような場合には、先ほども言いましたけれども、他の自治体にいらっしゃる例えば親戚の方であったり知人の方のお宅に行っていただくということも考えられますけれども、そういう場合でも笠置町だけ集中的にということではなく、近隣の程度にもよりますけれども、進路に当たっているところへの避難というのはできないのかなど。そういうところに身を寄せられている場合は、笠置町でいいますと、旅行の滞在者という形で避難所を使っていただくことは笠置町の場合は可能ですので、そのような取扱いをしていただいているようでしたら、大丈夫かなど。

でも、先ほど言いましたように、協定が結ばれていない中でうちの避難の方を受け入れてくださいというのは難しいと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

今笠置町の場合、旅行者等については一定そういう受入れが可能であるという状況だというふうに言われました。ただ、他の自治体についてはそういうことがあればということでしたけれども、そういうことも含めて近隣の市町村の状況、つまり協定がない場合の対応、なかなか本来協定があることによってスムーズに進んだり円滑に進むためにつくと思うんですが、避難というのは災害というのはそういう緊急的な課題がありますから、協定が

できていないから無理ではなくて、一定そういう場合の対応を想定したり考えたり、できる範囲はあるのかとか、一定情報把握も含めてやるべきだというふうに思うんです。

今の話ですと、あまり状況が確認できていないようにも思うんですけれども、今の段階でも一定情報収集をして、どういう状況にあるのかというのは一定つかむべきだと思いますが、そのあたりについてはいかがでしょうか。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員の御質問ですけれども、それぞれの自治体で地域防災計画というのをもう策定されております。その中で記載されている部分があるかと思えます。どちらの自治体におかれども、すみません、具体的にどこの、例えば和束町さんがこういう記載ですということろまで把握はできておりませんが、地域防災計画の中には旅行者に対する避難であったりというものは記載の必要性言われておりますので、各自治体の計画の中には記載されているものと思っております。

ただ、記載されている中のどこに避難とかどういう状況やということまでは、私のほうつかんでおりませんので、申し訳ありません。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

要するに、そういう状況をつかむことによって避難者がこれぐらい想定されると、それでどこにまず連絡を優先してやるかとか、どこに振り分けようとかいう話になってくると思うんですよね。だからこそきちんとかんでおくべきだと思うんです。今つかんでいないという状況でしたから、きちんとかっぱりつかんだ上で協定ができる前でも一定今の段階で準備できる部分についてはやるべきだと思います。

それで、この間、総合常任委員会のほうで避難所や備蓄品、備蓄倉庫などを視察させていただいたんですけれども、特に備蓄倉庫の箇所数が少ないのではないかと。特に東部集会所のところにはありますけれども、そのほか旧すまいるセンターのところにも一定置いてあるということでしたが、数自体が少な過ぎるのではないかと。

道が寸断された場合等の対応についても今の状況では厳しいのではないかと考えますけれども、この備蓄倉庫の箇所数であったり、道が寸断された場合の対応というのは、今現在どうなっているかお聞きをしたいと思います。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員の御質問ありました備蓄倉庫の件でございますけれども、おっしゃっていただきましたように、大きなものとしたしましては、東部地区にあります集会所横の備蓄倉庫となっております。あと、役場であったり、旧の保育所であるスマイルセンターであったり、産業振興会館のほうにも一部備蓄をしておる状況でございます。

国道163号のほうが寸断されましたら、全線いろんなところで不具合が出るというのは十分理解しております、そういうところでも何箇所かに分けてというふうには考えて今の南部区それから北部区のところで一部備蓄しているということでございます。

仮に寸断されたとしても、徒歩であったりとか何らかの方法で備蓄品を配りにいくというのは、職員としてしなければいけないことと思っておりますので、車だけではなくいろんな手段も考えた中で対応したいというふうに思います。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

実際にそういうことが起きたときに、具体的にはどうやって、例えば東部集会所から各地に運んだりするのにどういう方法を取られるのかとか、具体的に今現在想定なされているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

想定としたしましては、もう人力になりますので、一輪車であったりそれからリヤカーというものを使っての運搬になると思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

そうしたら、その一輪車の数とか十分に想定されて準備されている状況なのか、そこもお聞きしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

今一輪車の台数とか十分かということでございますが、一輪車のほうも荷物用というところで置いているのではなくて、作業用にもなっておりますので、不足が生じることも想定されますので、ちょっとそこらも併せて資機材のほうで整備を進めていく必要があると思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

東部集会所にあります備蓄倉庫を実際見たところ、少し備蓄品の整理状況が充分じゃなかったというふうに考えています。要するに、倉庫自体が小さいんじゃないかという問題もあると思うんですね。以前聞いたらまだまだ少し不足している備蓄品等もあるということでお聞きしているんですけども、これまでの答弁ですと、特に備蓄倉庫を増やすという考えはないようなんですけれども、やはり備蓄倉庫の数自体もそうですけれども、容量も含めて見直しをしていくべきなんではないかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。向出議員の御質問お答えさせていただきます。

備蓄倉庫につきましては、浸水深というところもございまして、なかなか町の町有地でありますところとか、設置場所を増やすことが難しいのかなというふうに思っております。

以前、各地区の集会所のほうにも備蓄品を置いていただいていたんですけども、消費期限のあるものにつきまして少し管理が難しいというお声がありましたことから、消費期限のあるものについては、今配備していないというところでございます。

ちょっとまた今後区長さんのほうともお話させていただいて、区のほうでも幾らかの備蓄、物、資材を置かせていただけるような場所がないかということも御相談させていただく一つかなというふうに思っております。

備蓄倉庫につきましては、中のものにつきましては、ちょっと担当のほうでも整理をし、今年度も資材のほうも購入する分もございまして、適正に配置して整理したいなというふうに思っております。

備蓄倉庫の数だけではなく、中のほうも十分充足させていく必要がありますので、先ほど言いました集会所さんのほうとも調整しながら、配置については考えたいと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

実際倉庫を見たら、大きいものもあって、集会所の大きさも考えると何でもかんでも集会所のほうに置けないということもあると思うんです。

それで、実際見たところ、ものすごく乱雑というまでもいかない面もありましたけれども、

一定特に左側のほうについてはもう前のほうに物が置いてあって、後ろの物取り出すのが大変困難な状況、現にありました。これではいざというときの対応で迅速な対応ができない状況も起きてくるというふうに思います。

なので、そういう点から見て、要するに迅速な対応というのが非常に災害には大事だと思うんです。すぐに備蓄品を配るということも大事なことだと思うので、数の問題もありますし、区長とも話をするということでしたけれども、それだけではちょっと対応ができないんじゃないかという課題としてあったと思うんです。

今後については、やはり備蓄というのは結局一定しなきゃいけないですし、考えないといけないことなので、その点について今から検討するというようなことじゃなくて、集会所の協力いただくという話になっていますけれども、そうじゃなくて町として管理体制もあると思うんですね。消費期限の管理が大変というのは、例えば職員のほうでできないのかとか、区のほうでやってほしいということになると大変だという問題もあるとは思うんですけれども、そこだけじゃなくて町としてやはり計画的に考えないといけないんじゃないかと。その点について答弁いただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員のおっしゃっていただきました御質問ですけれども、議会と議員の皆様が今年度、昨年度から防災のこと研修いただきまして、防災倉庫のほうも見ていただき、私たちでは気づかないところも御指摘いただきました。その件につきましては、担当のほうともまた協議を進めて、協議といいますか話をしているところであります。

協力というよりも、もちろん町としてもう一つ集会所の横にでも防災倉庫、小さな倉庫でも置ける場所があればということではありますが、そちらもこちらの思いだけではいかないところもございますので、本当に区の役員の皆さんとお話させていただいて、いい方向に考えていきたいというのが、今の状況でございます。

費用だけのことでございません。安全対策のためには十分必要なことと理解しておりますので、少しお時間をいただきながら進めていきたいというふうに思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

それでは、備蓄品の状況と課題についてお聞きしたいと思います。

現在、備蓄品で不足していると考えているものはありますか。それと、ペットなどの餌も含めたペットの関係の備蓄品についてはどういう状況にあるかお聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

令和3年度につきましては、組立て式トイレであったり紙おむつなど、衛生用品のほうを購入させていただきました。水・食料品につきましては、一定基準値のほうを満たしております。

今ペット用のものということをおっしゃっていただきましたけれども、ペットにつきましては、原則飼い主の方の責任として準備いただくというふうに思っております。町のほうでは犬の登録というところでしかございませんし、今避難所としても受入れできる体制でもございません。そういうこともありまして、ペットのペットフードやペットシートそれから保管用のゲージ等につきましては、災害時にそれぞれの飼い主の方で準備いただくということをお願いしたいと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

家屋が大丈夫な状況であればもちろんそういうことだと思うんですけども、そういう状況で例えば地震で家が潰れて、用意していたけれどもどうしようもなくなりましたとか、そういう状況があったときに、正直避難者の方はストレスがあつたりいろいろある中で、ペットのことで本当に深刻なことになる可能性もあると思うんです。

だからこそ、一定は町としてもそういうことも含めて、ストレスの軽減ということも含めて、考えておかないと駄目なんではないかということで取上げさせていただいています。

一定検討していくべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員の御質問ですが、ペットにつきましては一定検討は必要かと思っております。連れての避難というところも今後考えられることでもございます。ただ、飼われている方以外にはアレルギーのある方もいらっしゃいますので、そういうところ全てカバーできるかというところも難しいところではありますので、ペットの、仮に避難されてきたとしても、用品につきましては、常日頃から御自身で御準備いただくというところをお願いしたいというふうに思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

特に持病のある方についての対応をお聞きしたいんですけれども、先ほど言ったように、薬をちゃんと、無事な状態であればいいんですけれども、そういう状況じゃないときには、持病に対してとか薬の関係についても一定考えておかななくてはいけないかと思うんですが、今現在そうした病気をお持ちの方とかの薬については、どのような備蓄というか状況になっているかお聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員の御質問の常備薬等の件でございますけれども、町として薬品の保管ということは、薬局で保管されているようななどなたにでも対応できるというものは保管できませんので、しておりません。避難される際には処方されたお薬飲まれている場合につきましては、それを持って来ていただくというのがもう大原則となってくるというふうに思います。

不足が生じてくるというところもあるかと思っておりますけれども、町で皆さんのお薬を何とかするという事は確保できない。薬局さんのほうと、お薬手帳がありましたら個人のそれで薬局さんのほうにお話しいただくというふうになるかと思っております。

大規模な避難の続く状況でしたら役場のほうが窓口となりまして薬局さんとお話しさせていただくということは可能かと思っておりますけれども、町で用意できるというものは外傷に対するものであったりとか、消毒液であったり包帯、それから市販されている風邪薬、胃薬程度のものでしかないというふうにお考えいただくほうがいいと思っております。

処方いただく薬につきましては、もうその方の体調というか健康に合わせたものとなっておりますので、全て役場で用意できないというふうに御理解いただきたいと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

町として薬をどうということではなくて、今言ったように薬局の窓口になるということもありません。そういう形で実際薬の入手が困難な状況になったときに、やっぱり町が一定どういう役割担うのかと、そういうところを対策いただきたいという意味です。そこは本当にお願いをしたいと思います。

時間の関係もありますので、次の質問に移りたいと思っております。

大きな2つ目の点について、水道事業について質問させていただきます。

水道料金の引上げの方針が既に示されてはいます。まだ現在のところ具体的に引き上げるということになっていませんけれども、まず、家計への影響をどのように調査されて考えておられるのかお聞きをしたいと思います。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼いたします。向出議員の御質問にお答えいたします。

令和2年度策定の笠置町水道事業経営戦略においては、令和4年度からの水道使用料の料金改定について模索し、少しでも一般会計からの繰入金を減らせるよう、また、独立採算に近づけるようスケジュールがございました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、料金改定の見送りをしていましたが、現在では原油高騰に続き、あらゆる物価が上昇しつつある状況にあります。住民の皆様の家計負担が増えていることは実感しております。

ただ、水道事業におきましては、一般会計からの繰入れが多額になっております。少しでも繰入れを減らすこと、また、一番に安心・安全な水の供給を考えますと、料金改定はやむを得ないものと考えております。

そのためには、運営努力を重ねた上で、使用者の皆様にご理解をいただきながら、考えていきたいと思っております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

いわゆる公的な役割というものがあると思うんですね。要するに、もし市場で成り立つのであれば全部市場に任せてしまえばいいわけですがけれども、今まで、現在、現実には、独立採算ということも言われていますけれども、公が基本的には担ってきたと思うんです。それは、水道というものが市場だけでは駄目だと。そもそも収入状況というのは経済によって左右されますし、例えば大病したら支出が増えて、収入が比較的多い方でも実際の家計状況というのはいろんな変化が起きてくると思うんです。だからこそ、水道事業というのは公が基本は担ってきたと。

国等の法律、法制の上では独立採算であって、そういう方向に向かっていっていますけれども、ただ、本来の役割から見ると、それでいいのかという考えはあると思うんです。その上で、もし水道事業の赤字を基本的に解消しようとするれば、現在の計画ですら基本的には全然足りないという話になってくると思うんですね。

それで、いわゆる税金等を使って公営的な事業をするというのは、まさにそういった家計の様々な状況があるので、一定所得状況に応じて税負担をいただいて、その中で社会的なものは公営的なものとして運営していこうというのが本来の在り方じゃないかというふうに思うんです。

だからこそ、こういう質問をさせていただいていますけれども、国や制度の方針はありますけれども、そういう方向ではなくて、本来はやはり公的な性格をどう考えて位置づけて、そして、やっていくのかということだと思っんです。

根本的に経営の悪化の状況があるということであれば、国や府、府も含めてですけれども、特に国のほうにもっと補助を求めて根本的な赤字状況、こういう状況を解決図っていただくようにしていくべきなんじゃないかと考えています。

町は自治体として、当然国がつくった法律等の趣旨には反せないとは思いますが、自治体の町としては住民の利益を守る福祉を守るという立場からそうした方向に、一定国に対しても働きかけや要望、補助を求めるといったことがあり得ると思います。

そこで、そのような要望活動であったり財政支援の活動については、これまで取り組まれてきたのか、取り組まれていないとしたらそれはどういうことなのか、今後取り組まれていくのか、そのことも含めてお聞きをしたいと思います。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼いたします。向出議員の御質問にお答えいたします。

国等について要望等されているのかということだと思っんです。現在、笠置町においては、全国簡易水道協会に加盟しております。過去からももっと国等に財政支援を求めるといって御質問があったかと思っんです。

今年からは、公益社団法人日本水道協会にも加盟をいたしております。この日本水道協会につきましても、まず災害時において被災した水道事業体の会員による相互連携の実施、給水被害が出たときに相互に連携するといって大変重要な役割を持っております。

もう一つ、水道関係予算の獲得運動として政府、国会に対し、強力な陳情を実施するといって団体に本年度加盟させていただきました。

また、当町においては、その簡易水協会と日本水道協会において、各協会を通じて引き続き支援をお願いしていきたいと思っんですし、また、機会があるごとに京都府、国に要望活動を継続していきたいと思っんです。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

一定要望等はしていただくということで方針を示していただきましたので、そこは力を入れてお願いしたいと思います。

ただ、水道料金最大計画どおり進めると 2 割ぐらい引き上がるというふうにお聞きをしていますけれども、それでも根本的に解決しない状況だと思うんですね。

ただ、その一方で、家計については所得が比較的少ない、年金だけで大分少ない方もおられます、家計への圧迫というのはある程度やっぱり起きてくるわけです。やっぱり個人と自治体というのは、全然その力が、財政的力が違いますから、そのことはきちっと考慮をいただいて、本当に念頭に置いていただいて取組をいただきたいと思います。

その次に、3 つ目の問題について。

議長（大倉 博君） 休憩ちょっとだけ。

暫時休憩。次、25 分から始めます。

休 憩 午前 10 時 15 分

再 開 午前 10 時 25 分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

3 つ目の大きな問題について質問させていただきます。関西本線についてです。

J R 西日本は、これまでも大和路線の便数を減らしたりしてきています。サービスもいろいろ引き下がったり、十分にサービスを向上させていただくことができない、していただけない状況もあります。

また、一定の利用者数が下回っている場合については、廃線の可能性も方針として示している状況にあります。

そこで、お尋ねしたいんですけれども、関西本線については、維持について今どういう状況としてつかんでおられるのか。また、維持や利便性向上について J R 西日本に対して要望等を行うべきだと思いますけれども、こういった要望等を行っておられるのかお聞きをしたいと思います。

議長（大倉 博君） 企画政策室長。

総務財政課企画政策室長（草水英行君） 失礼いたします。

ただいま向出議員より J R 西日本に対して要望、その他の動き、働きかけをすべきではな

いかということの質問をいただきました。

まず最初に、去る6月18日に、笠置町産業振興会館におきまして、相楽東部地域公共交通シンポジウムを開催いたしましたところ、議員の皆様をはじめ多くの方に御参加をいただきましたことに、この場をお借りしてお礼申し上げます。

同日の午前中に第24回JR関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通活性化協議会を開催し、和東町さんや南山城村さんのほか、JR西日本大阪支社の総務企画課長に委員として参加いただきまして情報共有をさせていただくとともに、大阪支社の社長さん、国土交通省総務政策局の方にも同席をいただいております。

笠置町といたしましては、JR関西本線を公共交通の軸とした施策、町内循環バスの運行や鉄道運賃補助といった町単独事業についても協議会を通じまして情報共有をしており、JR西日本さんからも本協議会を通じて地域と共に公共交通について考えていきたいと発言されていることから、交通関係者と共に地域の公共交通施策を進めてまいりたいと考えております。

一方で、伊賀市長さんが会長である関西本線木津亀山間同盟にも本町は会員として加入しております、同盟からJR西日本さんに要望書を提出しております。

要望書には、最重点要望として、関西本線加茂亀山間の運行本数の維持、その他利便性の向上などを要望しております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

JR西日本には、度々私自身も申入れに行かせていただいております。その中で言われていたのが、新型コロナによる減収の影響等もあって大変経営が厳しい状況にあるという声でした。その中でも、一定JR西日本だけの努力ではなくて、自治体であったり公が担う役割というのがあるんじゃないかというお話をさせていただいております。

それで、町行政としてどのようにJRの利用促進の取組を進めようとしているのか、また、進めているのか、どのような協力をしようとしているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

議長（大倉 博君） 企画政策室長。

総務財政課企画政策室長（草水英行君） 失礼をいたします。

向出議員より、町の施策、取組どのようなものを進めておられるかというような質問であったかと思えます。

J R 関西本線の利用促進につきましては、やはり笠置町だけではなく、近隣自治体や J R さんを巻き込んだ施策の実施が必要になると考えております。

先ほどお伝えしました J R 関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通活性化協議会におきまして、本年 3 月ですけれども、J R 関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通計画を策定いたしました。

本計画は、J R 関西本線を中心に、沿線全体の公共サービスの向上を目指しておりまして、笠置町のみならず和東町さん、南山城村さん、そして京都府さん、J R 西日本さんと共に取組を進めていくものとなっております。

笠置町が主体となっております計画の具体を申し上げますと、事業実施所管課は商工観光課になるんですけれども、自家用車を持たない方でも鉄道利用者の J R 笠置駅までの移動が容易とすることができるような笠置町循環バスを運行していること、J R 関西本線との乗り継ぎ接続がスムーズに行えるようなダイヤ編成ですとか、J R 笠置駅に駅員を配置しまして駅利用者の利便性を高めること、そして、保健福祉課が実施しております鉄道運賃補助といった施策となっております。

その他の計画といたしましては、今後の検討課題、取組事項とはなりますけれども、循環バスが安全に停車、乗降ができる箇所限定してフリー乗降区間を設けることや、有料化し観光客など町外からの来訪者が利用できるようなことにするなどが挙げられております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

J R 関西本線の笠置駅の 1 日の乗降者数というのは年々減ってきていまして、少し前お聞きしたときには 400 人台ぐらいになっていました、1 日平均という数字でしたけれども。もっと前には 600 人とか、さらにもっと前には多かったです、やっぱり減ってきているのが現状としてあります。

取組は循環バス等も工夫をいただいているとは思いますが、減っていているのが現実なんですね。それで、新型コロナもあって様々なイベントが、現在、開きにくい状況にあるというふうにされていますけれども、やっぱり J R の利用促進を促そうと思えば、一定そうした利用者を増やすための観光事業であったり、イベントごとをしていかない限りは、そう簡単には増えていかないだろうというふうに思います。それについては、具体的に現在のところ示されていないと思うんですが、何か計画していたり、こういう方向でいこうと

いうものがあるのか。

要するに、今の話は町内の方のアクセスをよくするための循環バスであったり、ダイヤの工夫であったりということだと思えますけれども、それ以上にＪＲ関西本線自体の利用を増やすためには、住民の方の利用を増やすのもいるんですけれども、もっと外部の方も含めて利用そのものが増えていかないとなかなか厳しいんじゃないかというふうに思っています。その取組としてどのようなことを考えておられるのかあればお聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 企画政策室長。

総務財政課企画政策室長（草水英行君） 失礼いたします。

向出議員よりＪＲ関西本線の利用促進についてどのようなことを考えているかというよう
な御質問であったかと思えます。

このことにつきましては、いろいろな先ほど紹介いたしました発言させていただきました
協議会等々を通じて、笠置町だけでなく広域的な考え方を持って利用促進に努めていかな
ければならないであろうというふうに考えておりますので、今現在、具体的な施策は今申し上
げることはできませんけれども、今後協議会を通じて考えていきたいと思っております。以
上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

何度も言いますがけれども、関西本線だけでＪＲ側だけの努力では厳しいということで、協
議会もつくっておられるのはそういう趣旨もあると思うんです。いろんな自治体の協力も
いただきたいとＪＲ西日本も言われていることがあるのをお聞きしていますので、やはり具
体的な施策が必要だと思うんですね。今は全然示されていないということでしたけれども、
これはやはり本当に具体的にこれをやろうとかあれをやろうとか、Ａ案Ｂ案Ｃ案具体的につ
くって、例えば近隣の自治体と協力してこういう観光の方呼び込む何か物語ストーリーをつ
くったりとか、そういうふうにするにしても、具体的に進めない限りいつまでも進んでいか
ないと思うんです。

それで、町長も観光については力を入れたいということを度々発言をされていると思うん
ですけれども、具体化になかなか進まないのはどうしてなのか。協議会自体はずっと発足し
て度々、先ほども言われたように、開催をされて、ＪＲ西日本の側もいろんな協力いただき
たいと求めておられる中で、なかなか進まないのはなぜなのか。もう少し具体策を本当につ
くっていくべきなんじゃないかと思えます。その点について答弁いただきたいと思えます。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問です。

本町では、ただいま6月より起業人さんに来ていただいて町内の観光資源の掘り起こしと整理の作業に着手していただいております。広域観光によってJRの利用者、要するに町外者を増やしていくというのは非常に大切なことだというふうに考えております。

昨年度は、伊賀市さん等とも相談させていただいて、広域観光についての方針というのをお話しさせていただいたところですが、諸般の事情によってまだそれが具体的に動いていないという状態にあります。

ただ、町といたしましては、それに先行した形で町内の観光を盛り上げていくための観光資源の洗い直し、その整理等々を順次行っていって、町のホームページなどに掲載していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

観光資源等については、過去からも観光は当然笠置町の目玉ということで、いろいろ調査をしたりとか一定蓄積されているものがあると思うんですね。特に関西本線が減ってきている中で、コロナのこともありますから、いつ頃できるのかとか、いつ事業実際実施できるのかとか、そういうことはあるとは思いますが、もうそろそろ具体的な案をつくるべき時期に来ていると、もうとっくにつくっていないとおかしいんじゃないかというふうに思うんですが、ないものはないということですから、それはもうないものを聞いても答えられないと思いますけれども、資源の掘り起こしということよりは、今現在、蓄積された情報を組み合わせて具体的にどのようなプランをつくるべきなのか、そういうところだと思うんですよ。一定さらにプラスして新しい発見をすとか、いろんなものを探すということはあるにしても、蓄積されたものがあるはずなので、それをもっとどう組み合わせていくのか、そういう作業にもう着手していくべきじゃないかと思います。

こういった質問をいろいろ他の議員等もされた中でも、いつも資源とか調査とかいうことが繰り返されていると思うんですね。その段階から一歩先に進んで、具体的にもうどのようにプランをつくるのかというところまで着手するというのを今からもう念頭において進めていくべきだと思います。その点について答弁をいただきます。

議長（大倉 博君） 町長。町長、大きい声で答弁してください。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問です。

具体的に町内の観光資源についての観光ルートの策定等々に関する御質問だと思います。一定観光資源のデータの整理は終わっております。ただ、やっぱり見せるということをするためには、写真でありますとか正確なデータ等々が必要になってまいります。現在、その作業をやっているところでございます。

ハイキングコースでありますとか、ボルダリングでありますとか、地区の行事、これは民俗資料としての行事ですが、そうしたものもでございます。そうしたものを組み合わせた形でのような観光ルートを町内でつくれるのか、また、近隣町村と協調してどういうルーティングができるのか。例えば、関西本線の開業当時のたくさんの施設というのが沿線沿いに残っています。それをどういうふうな形で見てもらえるのかというようなことも観光ルートの一つとして考えられるのではないかとというようなこともお話をさせていただいていますので、順次ルーティングができていけば公表していきたいというふうに考えていますので、よろしくをお願いします。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

観光のルートということでいけば、過去にも既に一定調査をしてやった特区事業があります。それで観光のルートだけじゃないと思うんですね。例えばどういうものを売るのか、どこで売るのかとか、どこにお金を使っていたかとか、全体の物語を描いてこういうプランでいこうとか、そういうことも含めてだと思っただけですね。お土産をどうしていくのかとか、観光ルートにそういうものがある意味包括されている部分もありますけれども、入っている部分もあると思うんですけども、そこだけじゃなくて、関西本線の利用促進という視点からどうやったら利用者が増えていくかということをもっと総合的に考える必要があると思うんですね。

例えば、宿泊は今少なくなってきましたけれども、そういうことも含めて、本当に訪れる方が増える、利用促進が増えるという視点があるんじゃないかというふうに思います。

観光資源でいったら、それはもちろんキャンプ場もカヌーもお寺のほうのいろんな石仏等々もありますし、それはもう蓄積されているはずなので、そこから一歩進んでどうしていくのかと、どういうPRをしていくのかと。鍋フェスタであったり花火とかは、PRだと言ってきたわけですね、町は。そういうところでPRしたものをどうやって今後にかかしていくのかとか、そういう総合的なものがあると思います。

特に答弁で十分そこまでないということでしょうけれども、本当にその点についてはきち

っと総合的に、観光をどこ回ってもらうかというだけじゃないということ念頭に置いていただきたいと思います。その点について答弁いただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問でございます。

当然ながら、観光行政というのは、町の基本的な行政の課題の一つだというふうには受け止めております。

例えば、お土産の話が出ましたけれども、例えばほっこり野菜市というふうな形での農産物の即売等々を進めてくださいというようなお話は常々させていただいておりますし、町内のルートにしても、今まで出てこなかったいろんな観光資源について、きちんとそれの一つずつ種類別にまとめて観光ルートを提示すると。例えば、石仏なら石仏を見るルートを提示するというような形での資源の整理が必要なんではないかと。何もかも全部地図に突っ込んで、どこに何があるか探すの大変やというんでは、なかなかそれは利用者、来町者の目線からすれば不十分やと思うんで、それを笠置町だけでなしに、広域観光の中でコンテンツ別の整理をさせていただいた上で、宿泊、飲食等々も含めたそうした宣伝をしていこうというふうに考えています。

ただ、具体的にそれいつまでできるんやということになってきますけれども、あくまでも非常に正確な情報って必要なんで、正確な情報をもう一度新たに調べ直して洗い出すという作業が必要になってまいります。できるだけ早いうちに形をつくって行って、一つずつ提示していきたいというふうに考えています。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

時間の関係もありますので、次いきたいんですけれども、要するに、総合的な視点を念頭に置いていただきまして、お土産一つでも経済効果がどれくらいあるのかとかということもありますし、地元の方の参加はどうしていくのかとか、いろんなことと絡み合っていて考えていけないといけないことがあると思います。

もう今具体的にまだ出ていないということですが、そういう様々なことが関わってくると、影響し合うということ念頭に置いていただき、そして、現在も経営されているお店の方も例えばおられますし、その利用促進も加味していかないといけないですし、様々なことを考えて利用促進につなげて行ってほしいということです。

具体的な話がありませんので、次にいきたいと思います。

そうでしたら、最後に、子育て世帯への支援についてということで質問させていただきます。

この間、多子世帯であったり新婚世帯等の家賃等、また、家屋の補助等の行いなども行ってきています。その中で保育料無償化も進めて、パッケージで子育て支援策を前面に打ち出して、移住促進につなげていくべきじゃないかと思いますが、現在、どのように子育て支援の政策をアピールしているのか。また、保育料無償化については、費用でも本当にごく僅かなお金でできるということで僕は聞いていますけれども、実施する考えはあるのかお聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

保育料につきましては、国の制度等により満3歳以上の子供の無償化や多子世帯の保育料の軽減、同一世帯で小学校就学前の子供が複数おられた場合には、当該児童の2人目は半額であったり、3人目以降はゼロ円といったこと等になっております。引き続きどういった形で子育て支援等できるのか検討をしていきたいと思います。

また、広報についてですけれども、子育て支援の広報については、町のホームページや広報れんけい（回覧）等戸々でお知らせをしている状況でございます。

また、保育料無償化を実施した場合どのくらい費用がかかるかというところですが、この4月時点での対象者で計算しますと、約45万円の費用となります。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

もっと子育てということでワンパッケージにして、例えば子育て相談も、やっておられるのは知っているんですけども、そういうことも含めて笠置町に来ればこういうサービスが受けられて、こういう子育ての悩みもこういう形で相談受けていますとか、非常にそれに特化した形の何か分かりやすいリンクをつくらうか、そういうものをサイトに掲載するとか、もっと前面に押し出していったらいいんじゃないかと。例えば、ある年からこんな制度が始まりましたとかいうことで、力入れてますとアピールするのも手だと思うんです。

そのということで、せっかく進めておられますので、もっといろんな方策を取っていただきたいと思います。その点について最後答弁をいただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問でございます。

議員おっしゃるように、ホームページ等とかで分かりやすいような形で工夫をしていきたいと思えます。

議長（大倉 博君） これで向出健議員の一般質問を終わります。

次に、2番、松本俊清議員の発言を許します。松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

一般質問については、私の今回の質問は3月と同じことを書いて行政に質問をしています。だから、1番目に書いてあります将来像について。

これは少子高齢化に伴い発生する諸問題に対する対応策についてということで前回も聞きました。税収のだんだん少なくなっていく、その対応、財源確保策はどうか。また、空き家に対する安全対策の現状と課題の対策の考え方についてと。配付してあるとおりに細かく書いてあるわけなんですね。これに対して行政のほうで返答をお願いしたいと思います。

その中で、議会で発言されていますね、3月に。これは非常に重要な資料なんですよ。それについてどのように思われているのか返答をお願いします。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。松本議員の御質問お答えさせていただきます。

まず、私のほうからは1つ目にあります町税の減収になってくることに対する対応策というところでお答えさせていただきます。

町税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、納付の猶予や減免措置等で令和2年は減収となりました。

令和3年度につきましては、まだ決算見込みというところではございますが、回復傾向になっております。

御承知のとおり、自主財源が乏しいということもありますので、ふるさと納税や企業版ふるさと納税の活用によりまして、財源確保に努めていきたいというふうに思っております。以上です。

議長（大倉 博君） はい。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

すみません、私に関係するところをまとめてお答えさせていただきたいと思えます。

続いての空き家に対する安全対策の現状と課題についての考え方ということですが、総務財政課で管轄しておる分で、3月に松本議員から御質問いただきました児童館であった

り中央公民館についての繰り返しの御回答になりますけれども、御了承ください。

笠置児童館につきましては、笠置会館の1階で御承知のとおり業務をしております。今現在も建物といたしましては、相楽東部広域連合の管理となっておりますので、今後、教育委員会と話を進めていく必要があると思っております。

改修や新設ということになりましたら、東部連合の予算で計上、町は負担金の支払いということになります。撤去となりましたら、町に返還後の撤去となることが考えられます。

今後、児童や生徒数の推移もございますので、現時点で具体策があるというものではございませんが、教育委員会のほうとお話させていただきたいと思っております。

また、中央公民館につきましても、3月で御質問いただいております。建物として耐震の不適合であるために、教育委員会の事務所を産業振興会館に移しまして、中央公民館としての機能は廃止し、町に返還されております。撤去が必要ということにはなっておりますが、まだ計画もできておりませんので、今後それに向けてさせていただきたいと思っております。

続けていかしてもらってもよろしいですかね。

それから、防災マップのハザードマップの配布後のことですが、令和3年度それぞれ各御家庭に配布させていただきまして、御覧いただいております。このマップを活用いたしまして、各地区の区長はじめ役員の方々に参加いただき、避難行動の目安となる地区タイムラインを作成いたしました。

また、今後、訓練等も以前からお話いただいているところでございますので、計画のほうを考えていきたいというふうに思っております。

それから、続いての災害発生時につきましてはの町消防団の件でございますけれども、処遇改善につきましては、総務省であったり消防庁であったりから通知が来ております。団員の確保と併せまして、今後出動手当や年額報酬につきましては、見直しを図っていきたいと検討を始めているところでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員、まず書いてあるのは分かりますけれども、一般の方は分かりませんので、質問をまずしてください。松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

私はまだハザードマップのことなんか話していませんよ。これから言うんですよ。

今の答弁は3月と同じことですよ。どうなんですか。児童館は教育委員会と話を進めるといふ答弁をされているんですよ。何回されたんですか。その結果はどうなったんですか。そこを聞きたいんですよ。行政は何も同じことばっかし、私は聞く必要ないと思っておりますよ、分

かっているんですから。言われたことちゃんとここに議事録で残っているんですからね、同じこと聞いても一緒なんですよ。

しかし、言われた答弁に対してどうかということを知りたい。児童館はどうなんですか。何と前回答えられ、教育委員会とどのような話をされたんか。どうなんです。その結果はどうなんですか。町長にお聞きしたいですよ。また、町長はそういう問題について各部の課長にどのように指示されたんですか、お答えください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

児童館のことについてですが、どういうふうに利活用するのかということについて具体的な協議は進んでおりません。現状について認識されていますかということで、教育委員会のほうとはお話をさせていただきました。現状については承知しているということでございます。

今後の利活用について、現在、児童・生徒数の問題もございまして、現状は笠置会館のほうで利用させていただいているという状況でございます。具体的に活用していくということになりましたら、それはまた教育委員会のほうと協議をさせていただくことになると思いますけれども、現状では不具合出ておらないということなんで、今のところ耐震補強の計画は出ておりません。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

児童館については、教育委員会と話されていないということですか。されているんだったら何回されているか、それを私は聞きたいんですよ。ただ、議会用の答弁だけでは困るんです。そういう点、町長はどのようにお考えなのか。

前回は、具体的に書いていないという答弁でしたよ。そのところで児童館を聞くと、教育委員会から話を聞くと、相談する交渉するという話になっていますね。今の現状、笠置会館であれでいいんですか、あの部屋で。いつまであそこに置いとくんですか。そういう私はトップの考え方、それを聞きたいんですよ。今までの答弁やったらそんなもんしてもらわないですよ。前回発言されたことは全部載っているんですよ。それを加味して答弁してもらいたいですね。どうですか。お答えしてもらいたいですね。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

児童館耐震補強できていないの今後どのように利活用していくのかという御質問だと思います。

現状予算措置の問題等々ございますし、利用者の数の問題等々もございます。現状では会館の2階の御利用できちんと機能しておることなんで、将来的にどうするのかというのはまた別問題で教育委員会と協議をさせていただきたいと思っていますけれども、現状の認識については、教育委員会のほうとお話をさせていただいたところでございます。

教育委員会のほうからもぜひ直してくれというお話出てきておりませんし、現状できちんとできているということなら、今慌てて耐震補強工事にかかるというようなことはするつもりはございませんので、今後も引き続いて利用者数の推移等々見守りながら、どうしていくのかという話は進めたいというふうに思います。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

児童館は、全然結局話するというようなことになって、話が進んでいないというのが現状ですか。どうなんです。それに対して教育委員会等にどのような話をされてもっていくのか。笠置町としてあそこ貸していますね、教育委員会に。しかし、耐震とかそういう問題で工事をしたいというような話だと思うんですよ。しかし、そのまま何もせんとはってあるだけです。そういう話の進め方でいいんですか、笠置町の行政は。どうです。こんな何遍言うても同じなんです。もう信用はできません。

先ほど前田氏のほうからありましたハザードマップ、一応町民に全部配布されました。しかし、どのように徹底指導されているのか。例えば、議員は一応これについては研修もやり、また、2回目はポンプ等のチェックもしているんです。笠置町の職員はどのようにされたのか。あれだけでいいのか。

そこで、私は前にも説明してありますよ。浸水深の位置が会館だけしかないんですよ。それを北部、東部地区に建設お願いしたいということになっているんですけども、それはどのようになってんのか。質問したかて全然回答がないじゃないですか。町としてどういう方法で浸水深の表示をつくるのか。どうなんです。本当に役場職員はどのような仕事をされているのか、非常に不信感に思います。

それと、先ほども返事もらいましたけれども、待遇については改善すると。よろしく願いしたい。やはり最終的には地元の消防団に世話になるんやと思います。そういう点でこれは改善をお願いしたいと思います。

それと、将来性について書いてありますが、第3次総合計画において実行が不十分な点を究明されたのか。その結果はどうだということを問うてます。

笠置町として特産品の開発はどのようになってんのか。また、町として町長はそれに対してどのような指示をされたのか。

町おこし協力隊3年たちました。次もそれでまた指導願うのかどうか。そういう点は加味して検討されたと思うんですが、こういう点を十二分に前回の回答じゃなしに、3か月過ぎていますんで、その結果をどうやということを報告をお願いしたいと思います。

議長（大倉 博君） 企画政策室長。

総務財政課企画政策室長（草水英行君） 失礼いたします。松本議員より第3次総合計画に係る評価の関係について御質問があったと思っております。

総合計画を進めてまいります担当としまして、企画政策室より総合的なことについて回答させていただきます。

第3次笠置町総合計画の実施達成につきましては、第4次計画策定時におきまして各所属において検証をされております。

その結果としまして、第4次計画にございますまちづくりの課題といたしまして、主なものの掲載をしております。

結果とその対応についてですが、総合計画には施策ごとに概況と課題欄に、現状として不十分な点などの結果がまとめられておりまして、取組の方針欄にはその対応を示しております。

具体的な対応については、総合計画に掲載しておりませんが、今後各課が計画する事業の調整、連絡を図りながら、企画政策室として実施計画にまとめ上げ、策定につなげてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今の返答、将来非常によくなるよう企画お願いしたいと思います。

続きまして、いこいの館総合計画、これについてお聞きしたいと思います。

私は、3月の議会、3月11日質問しましたね。そのとき、町長は、時間的にいうと13時45分ですよ、そのときの町長返答なんですが、何て言われましたか。ここにもありますように、「6月の会議に予算補正計上いたします」と言われているんですよ。「ます」と言われているんですよ。それが出ていないということはどういうことですか。

コロナ禍でも「コンサルタント依頼して」と言われていますね。その時点である程度の試算があったはずなんです。それが今何も出てこなくて、ほかの研修、岡山行くとかあちこち行く、8万1,000円補正で組まれていますよ。そこまで時間かかるんですか。そのときにはある程度試算があったはずなんです。

その点、私の質問に対して何て、「します」と答弁されているんですよ。なぜ今回これが出てこなかったんですか。まして新聞報道にも出てますよ、再開計画予算案見送り。どうなんです。町長にお聞きしたい。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。ただいまの松本議員の御質問でございます。

本年3月の定例会において、コンサルタントというか修繕費用の見積りについて6月補正で計上させていただきますということを申し上げました。第4次の総合計画におきましても、いこいの館については再開を目指すとしております。そのために、現在のいこいの館の修理、修繕に関して、まず全ての箇所の修理の場所を洗い出して複数の再開案をコンサルタントに依頼する予定でございました。

ただ、限りある財源を有効に活用するためには、まず何を施設の魅力にしていくのか、何を売りにしていくのか、また、環境に優しい設備の導入等含めた検討を先に行って、具体的にこういう形での再開をしたいというコンセプトを決め、そのコンセプトが出来上がったタイミングにおいてコンサルタントを入れて設計なり運営なりをアドバイスいただくという予算を改めて計上させていただくこととさせていただきました。

今回の6月補正につきましては、現在、運営している施設を視察し、いろんな施設の特徴や工夫されている点等々について施設側のほうから生の声を聞き、いこいの館の再開に向けての具体的なコンセプトづくりに反映させ、持続可能な施設として、また、魅力ある施設として再開するための第一歩として視察に関する予算の計上をさせていただいたところです。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今の答弁はどういうことですか。これが、町長、答弁として言われたわけなんですけれども、またコンサルタント、3月にも言われたでしょう、コンサルタント。前のコンサルタントはどうなったんですか。何を言うておられるんですか。本当にいこいを再開すると意思はあるのか、議会用の答弁か、どっちなんです。

そういう点、やはり言われたことは実行してもらおう。やはりスピード感を持ってやってもらうのが一つの方法じゃないですか。その点どうなんです。今説明されたことはもう3月で聞いていますよ。それから何も進歩していないじゃないですか。その点どうなんです。そんな美しいことばかり言われても答弁になりませんよ。何でもっと進行を早めるというような方法はないのか。

笠置町にとって一番大きな財産ですよ。トップ自ら旗振りをして前に進むという気はないのか。その点どうなんです。町長自体の仕事のやり方に私は疑問を感じますよ。あまりにも遅過ぎますよ。言われることがちんぷんかんぷんですよ。どうですか。その点、町長にお聞きしますよ。今の発言、前の発言、どうなんです。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

計画がどんどん遅れてんのではないかと、町長、陣頭指揮執ってちゃんと進めてんのかという御質問やというふうに思います。

いこいの館の再開というのは、町にとって町行政にとっても住民の皆さんとっても非常に大切な事柄なんで、これはぜひとも再開を目指して着々と準備を進めていかねばならないところではございますが、幾つかの施設がリニューアルされたり、開かれたり、または閉めてしまはったところもございます。いろんな事例を研究した上で、どういう施設にお客さんが集まってんのか、また、環境負荷、カーボンニュートラルの問題ですけれども、二酸化炭素CO₂の削減量を減らすためにどういうことをされているのかというふうなことを研究した上で、具体的にこういう形にしたいというような具体的な提案をさせてもらおうということでお話を進めたほうがいいんじゃないかということもありまして、課内の中で十分協議した上で、取りあえずじゃそうした先進地なり新しく開店しはった浴場なりを見学した上で、具体的な施設の在り方というものを提案させていただきたい。それに関して建設コンサルタントなり経営コンサルタントなりの委託予算というのを計上したいというふうに考えております。

申し訳ございません。6月に現状のいこいの館の再建のためにどの程度の費用がかかるのかという見積り取ろうとしましたけれども、例えば撤去するとか使わないというふうな施設の修繕費の見積りとっても仕方ないだろうという意見が出てまいりましたんで、それは確かにそうなんで、具体的にこういうふうな形で運営を再開したいということで、そのプランニングからもう一度話をきちんと詰めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今の答弁なんですけれども、おかしいじゃないですか。3月にコンサルタントどうこうで予算も出しますって言われているんですよ。何今さらどういう方法でやる、3月に予算を出すと言われた根拠の実行策を報告してください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

誠に申し訳ございませんが、一応は3月議会でお話ししたとおり、見積りを取ろうということで準備を進めておったんですが、その段階で修繕もせえへんような施設の見積りを取るのはいかがなものかと。どういうふうな魅力ある施設にしていってほしいのか、その議論を先にした上で具体的な施設の姿を提案させてもらうという形のほうがいいだろうということで、庁内で議論した上で、今回修理、修繕に対する予算案というのを提案するのを見送らせていただいたということでございますので、御理解いただけたらと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番。

何か、町長、そうやけれども、答弁それされているんですかね、言い訳みたいな感じになるんですよ。本当にそれをやる、3月はどうだったんかって私聞いているんですよ。ないのに6月に予算を計上するって、ようぬくぬくと答弁されていますね。早く結果的に言うと、議会無視なんですよ。どうなんです。

それに対して、いこいの館の対策委員会でも開催されたんですか。どうなんです。何もありませんか。それは我々が選出している委員長も悪いかもしれませんよ。そうやけれども、こういう席で言われた答弁についてはもっと真摯に発言してもらいたい。

そして、再開どうこうじゃないですが、裁判の結果はどうなったんですか。報告してください。

また、社協が入っていますね。あのときの賃借料幾らなんですか。いつまで入るような契約書なんですか。そういう書類での交付はあったんですか。あったとしたらいつ出されたんか、重ねて報告をお願いします。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） まず、裁判の経緯につきましてですけれども、裁判につきましては、令

和2年の10月19日に訴状を京都地裁に提出したところでございます。

令和3年12月21日になって、被告側より反訴状が出され、現在は訴状に関する審理及びその反訴状に関する審理を一体的に裁判所のほうで進められているところでございます。現時点で14回の審理が終わり、町側に求められている積明書類につきましては、裁判所に既に提出しておりまして、現状は反訴に関する相手方の準備書面が提出されるのを待っている状況でございます。

審理がなかなか進まないということですが、裁判はそういうふうなもんやというふうに考えておりますんで、なかなか進まないんですけれども、具体的な中身については、裁判のことですんでここでちょっとお話することはまいりません。指定管理料と水道代金きちんと返してくださいということで裁判は進めておるところでございます。

続きまして、社会福祉協議会が今入っているということで、そのことについて使用料、光熱費等々はどうなっておるのか、それから貸出期限はいつなのかという御質問でございます。

社協の事務所については、条例上使用料を設定していない部屋ですので、光熱水費の相当額として、現在、社協にこの程度の金額ですということで金額の提示をしております。昨年度は仮庁舎として利用していたということやワクチン接種のために多数の住民の方々がお見えになっていたため、通常での使用ではなかった月があったために、本年4月分の光熱水費との比較を行って積算根拠としたために提示が遅れています。

貸付期限は令和4年4月1日からで、更新期間は1年となります。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

いこいの館について裁判長引くのは民事ですから分かっていますよ。しかし、町としてどのような方法で持っていくのか、和解策はないのか、そういう点はどのように考えられているのか。

また、貸出期日、家賃、そういう点について一応前回は光熱費として3,000円から5,000円という金額を提示されていますね。違うんですか。その算出はどうなんです。だから、今は6月ですよ。笠置町にそれが入っているんですか。入っているんだったらいつ入っているんです。3,000円から5,000円、こういう金額まで答弁されている内容について、一向に社協と協議された様子がない。されているんだったら社協との意見はどうだったのか。いこいの館の管理者としてどうなんです。だから、町長は、要するにいこいの館13条の2、町でそれはどうなんですか。

また、9条使用について、町長はどのような見識で今の状態で社協に関してそういう答弁されたのか。具体的に言うてくださいよ。行政から3,000円から5,000円って具体的に答弁されているんですよ。全然進行のスピードが遅いじゃないですか。その点答弁ください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

社協に対する光熱水費は一体どうなっとなのかという御質問でございます。

まず、電気料と水道料、管理費等々の毎月の月額、これは数字化というか数値を出しまして、社協の電力の使用料がどの程度、水道料金はどの程度ということで積算いたしました。

結果的に、4月分として6,845円になりますということで、社協のほうにはお話はしてあります。ただ、社協さんのほうから、以前、役場の庁舎の中にあっただきには払っていないということで、協議させてくれというお話が出ております。

現在のところ、請求といたしますか、金額がこの程度になりますというお話はしておりますけれども、支払いはまだそこまでの話はできていない状況でございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

まだ入金になっていないという答弁ですが、なぜなんですか。どうなんですか。その点何かおかしいじゃないですか。

また、期日もなくして貸し出すと。それはそれでもいいでしょう。しかし、今ここの建物、向こうの銘板に何て書いてあるんですか、町長御存じですか。そういう共同で建っているんですよ、ここは。しかし、それもう向こうにほっといて、ここに違う組合が入っているって、おかしいじゃないですか。町長の考え方は本当にそれでいいのか、行政に対するトップとして私は非常に不信感を感じますよ。今までの答弁からしても町民が納得するような答弁ですか。その点、町長、どうですか、町長の信用、指導能力に関わってくると思うんですが。

入ってこない理由教えてください、社協から。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

光熱水費がまだ入ってきていないということに関しましては、社協さんのほうから金額について相談させてくれということで、その後、まだお話がきていない状況なんで、まだお金は入っていないということでございます。

4月分だけじゃなしに、引き続いて5月分、6月分の精算もしていくという必要がございますんで、きちんとその辺のお話はさせていただこうと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今入ってこない、そんなんでいいんですかね。先ほど言いました町契約のあれですよ、9条または13条に、あそこの管理責任者としてそれで通るんですか。その点どうなんです。だから、いつまでまでに取るとか、またそれに対して金額の契約書等は出されたんですか。何か社協に対しての報告がおかしいんじゃないですか。前は向こうから賃借の資料が出ていると。にもかかわらず、笠置町では2か月ほってあったと。違うんですか。何かおかしいですよ。どうなんです。

だから、言われることがちんぷんかんぷんですよ。もっと責任ある答弁をしてもらいたい。そうでないことには……。

聞いているんですか。

町長（中 淳志君） はい、聞いております。

2番（松本俊清君） 人が質問しているときに何こそこそしているんですか。それで本当の笠置町の未来を託す町長としての任務を果たせると思うんですか。

議長、こういうことで私が質問しているのに話しされる。議長からも一応どうですか、回答求めてくださいよ。どうです。

（「ばかにしているよ。議長」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 町長。

何か。

（「前も町長のそういう発言でもめたわけですよ。前もそれ言っているわけなんです。議長が注意してください」と言う者あり）

議長（大倉 博君） ちょっとこっちを見ていたからちょっと分からなかった。松本議員の話を聞いて見ているから。

（「分からなかったって構わないですけども、だから、議長に言っているんですよ。議長はそういう仕事じゃないですか」と言う者あり）

議長（大倉 博君） もちろんそうです、はい。

（「だから、そこは注意してくださいという話をしているんですよ。ばかにしていますよ、普通議員が今話しして、そういうのやめなさいという話をして

いるときに、は一いつて子供でも言わない。同レベルで議会やってんのって話
ですやん」と言う者あり)

議長（大倉 博君） ちょっと今の答弁というか、は一いというね、ちょっと今謝罪してくだ
さい。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問中に少しちょっと事実確認をして、不穏当
な発言をしたことをおわび申し上げます。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

もうこんな答弁していても一緒なんですよ。ちょっともう変えますよ。

私が議員にさせてもろうてから、ならしてもろうてここに座ってから、書類についての間
違い再三指示して極力訂正してもらっていますよ。しかし、一向に公文書の誤字脱字多い。
どういった職員の研修を行っているのか。

だから、それ専用いろいろなやられていますよ。庁外または署内の指導、それでも全然直
らない。どうなっているんですか。だから、一応今までやられたスケジュール、また、それ
に伴う議事録等があればお聞きしたい。

例えば、以前、チョウギシについて、文字が字の番号が違うって指摘したんですよ。それ
は直らないでも結構ですよ、指摘していますから。

しかし、4月1日に出された笠置町事務分担表というのがありますね。出されていますね、
どこ出されたか知りませんが。このフォーマットはどうなっているんですか。これで果たし
てよそへ出せるんですか、これ。これでいいとお思いなんですか。フォーマットが全然違
いますよ。笠置会館なんかも全然大きく書いてあるし、議会事務局も違いますよ。どうい
う指示を出して、どういうフォーマットでこれをやられたんか。そういう点について、職
員の指導、研修どのようにされているのか、その成果はどのぐらいになるのかお聞き
したい。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。松本議員の御質問とい
いますか御指摘お答えさせていただきます。

公文書の誤字脱字につきましては、再三、松本議員、議員の皆様の方からも御指摘いた
だきながら、今回の議会でもそうでしたが、訂正して差し替えと、大変御迷惑をおかけ
して申し訳ございませんでした。

職員のほうには、公文書であることの重要性についてはよく認識して、誤りのないよう改

めて職員に通知いたしております。

今御指摘いただきました事務分担表につきましては、こちらからフォーマットということ
を提示しておりませんでしたので、各課の業務の量、それから内容、振り分けに応じまして
作っていったものでございます。

今後は、同じような様式フォーマットを使いまして作成するように徹底させていただき
たいと思います。いろいろと御迷惑をおかけして申し訳ありませんでした。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 今の答弁で結構です。しかし、早く成果を出すようにおいおい職員の教
育をお願いしたいと思います。

これは公文書ですんで、外に出ると恥なんですよ。以前には文書課をつくれということも
提案していますよ。その都度何かこういう専門的な部署で、担当者を決めてやると。全然そ
れができてへんと。そういう点、大変だと思いますが、前向きに取り組んでもらいたいと思
います。

いろいろ聞きましたけれども、結局3月のやつと全然変化がないじゃないですか。もう少
し行政は行政なりに事の進行、また、答弁については責任ある答弁をやってもらいたい。特
に町長にそれはお願いしたいと思います。

では、これでもう何遍言うても同じですんで、もう終わります。

議長（大倉 博君） これで松本俊清議員の一般質問を終わります。

次に、3番、由本好史議員の発言を許します。由本議員。

3番（由本好史君） 議長のお許しをいただきまして、一般質問通告書に基づきまして、質問
をさせていただきます。

まず、新型コロナワクチン接種4回目についてでございます。

笠置町では、新型コロナワクチン3回目接種を65歳以上の住民に2月13日に、65歳
未満の住民に対して3月6日に、いこいの館で集団接種が執り行われました。

そして、第4回目の接種を、3回目の接種から5か月が経過した60歳以上の方と18歳
以上の基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認められる方を対象に、
8月7日に集団接種をすると広報されております。

60歳以上の方には、全員に個別通知で接種の案内をされ、18歳以上の基礎疾患を有す
る方、また、その他、重症化リスクが高いと医師が認める方は、7月8日までに笠置町新型
コロナワクチン接種コールセンターまで申し出てくださいますとされ、ただし、身体障害者手帳

や療養手帳等を持っておられ該当される方には個別通知をするということですが、この18歳以上の基礎疾患を有する方、その他、重症化リスクが高いと医師が認める方への対応が自治体ごとで異なっております。急な方針転換で4回目の対象者拡大になった場合、全員に券を送った自治体が得をするということになると言われております。

この18歳以上の基礎疾患を有する方、その他、重症化リスクが高いと医師が認められる方がコールセンターまで申出されない場合があると思います。そういった場合はどのように対応されるのかお聞きをいたします。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

期限までに申込みがないということであれば、接種を希望されない場合かもしくは諸事情で当日御都合が悪い方等が考えられます。

8月7日に接種できなかった方の接種期間につきましては、今後、町医と接種日の調整を行い、対象となられた方へ周知していく所存でございますし、今現在でもテレビや防災無線等でお知らせさせていただいておりますので、期限までに申し込んでいただきますようお願いしたいというふうに考えております。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

打つべき人に確実に周知しなければなりません。対象者漏れがあってはいけないわけでございます。漏れ落ちのないように十分に注意をよろしくお願ひしたいと思います。

それと、接種率をお尋ねしたいと思います。1回目、2回目、3回目。

それと、以前お聞きをしておりました5歳から11歳、12歳から17歳の方はどのようなになっているのかお聞かせください。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問でございます。

接種率につきましては、この4年5月末現在の人数での接種率でございますので、よろしくお願ひいたします。

まず、12歳以上64歳以下の方でございますけれども、1回目につきましては470人の方が接種されて接種率が90%、2回目も同様でございます。3回目につきましては、411名の方が接種されて79%となっております。

それから、65才以上の方でございます。1回目、2回目につきましては、604人の方

が接種されまして97%でございます。それから、3回目につきましては586名の方が接種されまして94%となっております。

それから、全体ですけれども、12歳以上の全体では1回目、2回目が1,074名で94%、それから3回目が997名で87%ということになっております。

それから、5歳から11歳の方でございますけれども、いろいろ案内等をさせていただいた結果、今対象者のほうは26名おられるんですけれども、1回目、2回目を終わられた方が4名ございます。

それから、12歳から17歳までの方でございますけれども、1回目、2回目を済んだ方が15名で接種率が75%、それから3回目につきましては7名ということで35%となっております。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

接種率が1回目より2回目、2回目より3回目と下がってきております。4回目の接種率は3回目より下がるものと思います。使用されるワクチンはファイザー製ということですが、3回目の接種で強い副反応が出て4回目の接種をしたくないというふうに思っておられる方がおられます。

京都府では、8日から副反応が少ないノババックス製のワクチンの接種が始まったということが報道されております。

笠置町では、このノババックス製のワクチン接種ができないのか、ノババックス製のワクチン接種を望む場合はどのようにしたらいいのかお聞かせください。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

ノババックス製のワクチンにつきましては、特例臨時接種として1・2回目接種及び3回目接種を行う場合に使用するワクチンとして位置づけられておりますので、今回の4回目接種においては接種することはできません。

また、3回目接種までの方でノババックス製を希望される方がおられましたら、また、京都府会場のほうで受けていただけたらというふうに考えております。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

今は誰もが感染してもおかしくない状況だと思います。感染した場合の後遺症が危惧をさ

れております。また、原因や治療法が分かっていないことが大きな問題となっております。後遺症に関する正しい情報提供や患者を支える手厚い体制をよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、感染者が増加してあります。感染された方はワクチン接種をされた方なのか、どういったところで感染されているのかということや副反応等についても最新の情報提供をお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

次の質問に移ります。

交流施設等管理事業についてでございます。

当初予算で交流施設等管理事業で工事請負費が500万円計上されてあります。予算説明では、老朽施設を撤去するとの説明だけで詳しい説明がなかったと思ひますが、その後、旧植村邸を撤去する費用だと聞いて驚いてあります。詳しい説明をお聞かせください。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

当初予算の説明の中で具体的な説明が漏れておりました。誠に申し訳ございません。

植村邸につきましては、御承知のとおり寄贈していただきました建物でございます、以降、活用ができないまま現在に至っているという状況でございます。

建物につきましては3棟ございます。そのうちの母屋と倉庫につきましては、屋根が抜け落ちておりましたり、天井が落ちていたり、傷みが激しい状態となっております。倒壊の危険も考えられますことから、この2棟につきましてはの撤去費用を当初予算に計上させていただいたところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

これ寄附を受けたときからこういった屋根が抜けておったり、天井がめくれていたりしたような状況の中で寄附を受けられたのか。

それと、これ2棟、3棟あるうちの母屋と倉庫を撤去して、あともう一つの棟はどうされるのか、そのあたりお聞きしたいと思ひます。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、寄附を受けたときの状況でございますが、もともと里山体験施設に利用できないかというところで寄附を受けたかと思えます。当時の状況については、現在のような屋根が抜け落ちていたりとか、天井が落ちていたりとかという状況まではなかったと思えます。ある程度中の改修は少しする予定で当初寄附を受けたと記憶しております。

地方創生の拠点整備交付金、それは活用する予定やったと思うんですけども、その後、土砂災害特別警戒区域等の事情によりまして、活用がちょっと難しいというような状況になってきた中で、活用方法を検討していく流れで現在に至ってしまっているというところでございます。28年に寄贈をしていただきましてから5年程度たっておりますので、その間に屋根が抜け落ちたりというような状況になってきたところでございます。

あと一つの残っておる離れの建物でございますが、この建物につきましては、比較的新しい建物でございまして、先日も確認させていただいたんですけども、建物の躯体等の老朽化というのは見受けられませんでした。この施設につきましては、残していった中で、活用方法については現在のところちょっとまだ決まっていない状況なんですけれども、今後、土砂災害警戒区域ということ踏まえた中で、活用方法についても検討していきたいと考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

なかなか屋根というのはそんな簡単に抜けないと思うんですけども、そのあたりでちょっとよく理解ができないところです。ですから、これは重要なことだと思います。予算説明でもっと詳しい説明をしていただくべきだったと思います。

町民の方から家屋を寄附をしていただいて利活用もしないで取り壊すという前例をつくってしまったわけです。寄附をしていただいて取得経費は幾らぐらいかかったのか、これから取り壊す費用、既に取り壊されているのか、また、取壊しをしたとしたら幾らかかるのか、取壊しがまだなら幾らかかるのか、その点をお聞かせください。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

取得にかかった経費でございますが、登記等の費用につきましては、地方自治体が行う登記につきましては課税されないということになっておりましたので、この部分については費用はかかっておりませんが、その後の施設の維持管理に係ります費用といたしまして、これ

までに20万1,980円の支出をしております。これにつきましては、電気代また除草等に係る費用でございます。

取り壊す経費でございますけれども、今後、今はまだ詳細な設計はできていない状態ですけれども、予算計上当初につきましては、床面積から概算で費用を出させていただいた中で予算計上させていただいております。

今後、今年度中に取り壊す工事を発注していく流れになりますけれども、その中で詳細に設計して事業を実施していきたいと考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

そうしたら、登記については町のほうでやられたということなんですかね。司法書士とかそういうところは全く通さないでということなんですかね。

そうしたら、今後取壊しについては、ちゃんと設計を組まれて入札をした上でということによろしいんですかね、はい。

また、貴重な公費をこのようなことで費やされるということは、町民の方々に納得のいく説明が必要だと思います。こういった前例をつくってしまったわけですので、町民の方々が不要になった家屋をもし寄附するといってこられたらどのように対応されるのかお聞きをしたいと思います。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回の件ですけれども、この件を教訓といたしまして、もしそういった話があった場合につきましては、まず本当にその施設が今後活用していけるのか、町にとって必要なのか、そういったことをしっかり、担当課だけではなくて課長会等におきましても情報共有しながら、慎重に対応を検討していきたいと思っております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

なかなか住民の方はそれでは納得をいられないと思うんですね。こういった施設を寄附をされて全く利活用もされないで、また、裏が土砂対策警戒区域であるにもかかわらず、それで寄附を受けられた。それで取壊しの費用、今予算では500万ですけれども、そのほか維持管理にも20万の公費を使われているという中で、そのあたりちゃんと町民の方に説明と

これからの対応をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは次の……。

議長（大倉 博君） それでは、暫時休憩いたします。13時から開催いたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時00分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

由本議員の一般質問を続けます。由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

それでは、次に、防災マップ等についてお伺ひしたいと思います。

今年も梅雨入りし、最速最短で梅雨が明けたということですが、日本列島は毎年のように豪雨による被害が発生しております。この豪雨は線状降水帯によるものとされ、今月から気象庁は半日前から線状降水帯予報をされておりますが、4回に1回しか精度がなく、3回に2回が発生を予測できなかったとされております。あまりにも心もとないわけですが、大雨などの災害時に町が発令する避難勧告が避難指示に一本化され1年余りとなっております。

笠置町では、防災マップを作成され各戸配布されましたが、町民の方に内容を理解していただくことが必要だと思ひます。

そこで、防災マップの内容を周知する必要があると思ひますが、お考えをお聞かせください。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。由本議員の御質問お答えさせていただきます。

防災マップにつきましては、令和3年度に各御家庭に配布させていただきました。活用ですけれども、昨年度実施いたしました各地区の区長はじめ役員さんの方々との地区タイムラインでの説明会などで使っていますが、全御家庭の皆さんに見ていただいたかと言われると、ちょっと自信のないところがございます。

防災無線等でお配りしたこと、それから避難のときにはというお話はさせていただいておりますけれども、これからの出水期を控え説明、説明といいますか再度御確認いただくというような広報を、防災無線なり笠置テレビのほうでさせていただけたらと思ひております。

以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

幾らいいものを作っていたとしても、町民の方々に内容が理解されていないということは本当にもったいないことでもありますので、これからの出水期控えまして笠置テレビ等で周知のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、河川の氾濫時の最大想定浸水深の表示につきましては、産業振興会館の2階部分に表示があるだけだと思ひます。このような表示を各地区に設置する必要があると思ひますが、お考えをお聞かせください。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。由本議員の質問お答えさせていただきます。

浸水深の表示につきましては、各所表示されている自治体もございまして、近隣では国土交通省の淀川河川事務所のほうが実施されますまるごとまちごとハザードマップという事業によりまして、木津川市内のほうで水害浸水リスクの見える化といたしまして、電柱へ浸水表示を実施されたところでは。

こういう事業があるということですので、笠置町といたしましても、うちのほうでは笠置大橋の下流域が淀川河川事務所、また、上流域が木津川上流河川事務所の管理となっておりますので、こういう両事務所のほうに御相談し、取付けが進められればと、取り組めればいなと思っております。

住民の方々への危機意識の醸成にもつながると感じておりますので、御相談のほうをさせていただきますと思ひている次第です。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

今参事のほうからも話がありましたように、木津川市では国土交通省近畿地方整備局と最大想定浸水深の表示を市内の電柱や歩道橋など40か所に設置をされたということで、報道されておりました。

また、昨年は6月に木津川市独自で電柱に10か所設置をし、浸水リスクを町なかに表示をして自然に目に入るようにすることで、危機感を持ってもらえるということでは。

笠置町は、産業振興会館の2階部分に表示されているだけですので、住民の方に危機感を持っていただくためにも、各地区の電柱等に表示を考えていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

次に、地方創生臨時交付金についてお尋ねしたいと思います。

これまで地方創生臨時交付金はどのように使われてきたのかお聞かせください。

議長（大倉 博君） 政策室長。

総務財政課企画政策室長（草水英行君） 失礼をいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取りまとめを担当しております企画政策室からまずはお答えをさせていただきます。

個々の施策の具体につきましては、必要に応じまして所管課より説明をさせていただきます。

本交付金の令和2年度の実績といたしまして主なものは、備蓄マスクの購入や避難所におけるパーティションや防災用発電機などの購入に1,095万5,308円、笠置小学校におけるタブレット等の購入、こちらは相楽東部広域連合が事業主体でございますけれども、1,484万5,454円、子育て世帯への臨時特別給付金に51万円などが挙げられます。

令和3年度の実績として主なものにつきましては、循環バスや公共施設などの抗菌抗ウイルスコーティング及び除菌対策、役場庁舎などへのセミセルフレジの導入、相楽東部広域連合が事業主体となりますけれども、CO₂センサーや飛沫防止パーティションの購入を行った小・中学校感染対策事業、災害時用のトイレやおむつなどの購入などが挙げられます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

政府は、新型コロナウイルス対策の名目で地方創生臨時交付金を自治体に配っておられますが、その用途について疑問視をされております。

政府は、令和4年4月26日に原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議で取りまとめをされまして、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策においてコロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含め物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減をするとされたことを踏まえ、コロナ禍における原油価格・物価価格対応分として、令和4年4月に創設されました。

町民の方や事業者は、原油価格・物価価格等で生活は大変な状況にあると思います。また、住民の方は年金が0.4%減額というような状況に陥っております。

そこで、地方創生臨時交付金を充当して、水道の基本料を減免するというのを考えていただけないでしょうか、お考えをお聞かせください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの由本議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの向出議員の御質問と重複するかも分かりませんが、原油価格や物価の高騰等、じわじわと住民の皆さんの生活に影響が広がっていることは実感しております。

当町の水道使用料におきましては、近隣と比べるとそもそも基本料金が低額に設定されておりますこと、また、消費税率の改定を除くと平成24年から料金改定を行わず、現状の使用料金を維持してきた経過がございます。

現在、ほとんどの市町村で赤字が見受けられ、料金改定を実施または計画されている市町村が多数あるというふうに関心しております。

当町といたしましても、水道事業の財政事業が大変厳しい状況にあり、できる限り水道事業の経営戦略に沿って料金改定を進めていかなければならないというふうに考えております。地方創生交付金の活用につきましては、水道使用料の基本料の減免も活用方法の一つの案として検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

久御山町とかまたほかの自治体では、政府のコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策を受け、水道基本料金を減免し、その財源として主に地方創生臨時交付金を充てると報道されております。

物価高騰等、町民の生活は大変な状況にありますので、地方創生臨時交付金を町民のためにどのように使ったらいいのかということを考えていただきたい。ぜひ水道基本料の減免を検討していただきたいと思います。

もし、水道基本料の減免をされないとしたら、コロナ禍における原油価格・物価高騰対策分をどのように活用されるのかお聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの由本議員の御質問でございます。

現在、笠置町で把握している減免の実施市町村ということで、現在、聞いておりますのは、和束町、向日市、久御山町、検討を始めたところが京田辺市、城陽、八幡、宇治田原、減免しないということで決めておられるのが精華町、木津川市、南山城村、伊根町となっております。

生活が非常に厳しくなっているという由本議員の御指摘でございますが、どういう形で住

民の皆さんの生活に直接関わる形での交付金の活用というのは、まだ検討しているところでございます。何かいい方法があったらいいんですが、それもまた庁内で十分議論した上で、有効な活用というものを考えていきたいと思っております。

今どういうふうに具体的にこういうことするということはお話できませんけれども、幾つかの話をさせていただいておりますが、どのような形になるのか、まだお話できる段階ではないので、その点については御了承いただきたいと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

この交付金は、コロナ禍における原油価格や物価の高騰等分を、この4月から創設されたというものでございますので、速やかに住民のためになるような活用方法を検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、笠置町火葬場条例・笠置町墓地の設置及び管理に関する条例についてお伺いしたいと思います。

笠置町火葬場条例につきましては、令和3年第1回定例会において、前田参事は、「西部霊園とともに火葬場を設置し、平成21年3月以来火葬の実績がないと。墓地の条例と併せて精査して、きっちりした形で条例の改正が必要で今後検討したい」と発言されておりました。

また、石原課長は、「現在、墓地の設置及び管理に関する条例には、西部霊園、堂ヶ峰22番地の記載がない。現状にそぐわないものとなっていることから、この条例を廃止し、新たな条例案を現在作成中で、火葬場条例についても町が設置したもので、管理等を西部区に委託しているものではなく、こちらも現状にそぐわないものとなっていることから、両条例併せて精査し提案できるよう努めるんだ」と、昨年9月議会で答弁されておりましたが、いまだに提案されておられません。どのようになっているのかお聞かせください。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

火葬場条例・笠置町墓地の設置及び管理に関する条例につきましては、両条例ともに「管理を委託」という文言を使用しており、この内容が現状とそぐわない状態となっております。

町内に存在する墓地につきましては、平成13年3月に京都府のほうから権限委譲に伴う墓地台帳等の引継ぎ関係書類の中で、墓地の許可年月日が明治22年3月と記載されており、条例制定の昭和45年には既に存在していたことが確認できておりますので、「設置する」

という文言も現状とそぐわないものとなっております。

西部霊園につきましては、墓地としての記載がされておらず、記載が必要ではありますが、早急にこの点に対応いたします。墓地の設置及び管理に関する条例を見直し、現状に合うような墓地の適正な管理を定めた内容にするべく精査しております。早い段階で議会に提案できるように努めます。

また、火葬場条例につきましては、設置当時の状況も含め整理等に時間を要するため、具体的な記述をお示しすることは今の段階ではできませんが、関係団体と協議しながら整理をまいります。

まずは、墓地の設置及び管理に関する条例のほうから精査を引き続き進めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

笠置町の火葬も西部霊園も町が設置をされ、維持修繕等も町のほうで修繕をされております。墓地のトイレ改修につきましては、令和3年度で予算が計上されまして、令和4年度に繰越しをされておりますが、改修はどのようになっているのか、また、光熱水費はどのようになっているのかお聞かせください。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

維持修繕等のトイレの改修等、令和3年度で計上させていただいていて、令和4年度に繰越しという形を取らせていただいております。

現在、修繕をすべく工事の起工伺い等の準備を行っております。今年度中には完成はいたしますが、期日というのははっきり申し上げることは、今この段階ではまだできない状態です。

あと、光熱水費等の御質問がございました。

光熱水費等は、町が設置したものであり、施設を維持していく上での日常的な清掃や光熱費等の支払いについては、霊園等を利用されている方々で行っていただいております、町からの支出はございません。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

火葬場の火葬のところの光熱水費なんです、これは平成21年3月以来火葬の実績がな

いということで、全く利用がないわけですね。それなのに火葬場の電気代を長山寺の檀家さんが支払われているということでございます。

町の施設であるにもかかわらず、そういったことで火葬の実績もないのに、長山寺の檀家さんが支払われているということはおかしいと思いますが、どのように考えておられるのかお聞かせください。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 御質問にお答えさせていただきます。

火葬場の電気代等につきましては、檀家の役員さんから電気代の基本料金等を止めようかと思うという相談は受けております。町は設置をさせていただいたものですが、日常の維持管理につきましては、檀家さんが行っていただいているものであり、基本料金等を止めていただくのも檀家さんの判断でやっていただいて大丈夫なものと考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） かなりおかしいと思うんですけれども、笠置町の火葬場でありながら、基本の電気代すら檀家さんに負担させるということは、どういう考えなのかというのは私も理解できないんですけれども、笠置町の火葬場というのは、死亡者が死亡の当時本町の住民であったときに使用できるということで条例に規定をされております。

また、墓埋法では、火葬の求めを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならないというような規定をされております。

笠置町は、この火葬場をどのように考えておられるのか、また、使用ができる状態にしなければならぬと思うんですが、そのあたりのお考えをお聞かせください。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 御質問にお答えさせていただきます。

火葬場ですが、現在の場所に移転されたとき、許可を得るには町の設置でなければ許可が下りにくいという状況でありました。それに基づき、町が申請を行ったものですが、もともとは檀家さんで持たれていた火葬場であります。ですので、運営費等は町からは支出はしておりません。

今後、使用されるときに、使用に耐え得ると判断できない場合は、壊れている旨をおっしゃっていただいた上で、修理が必要であれば修理をするという方向で考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

条例を見ていただいても、町民の方が使用できるとなっているわけですね。だから、そもそもこの火葬場をどうするかというのが、町で考えるべきだと思うんですが、そのあたりどういう考えなのか再度お聞かせ願いたいと思います。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 御質問にお答えさせていただきます。

火葬場の条例につきましては、内容そのものが現状とそぐわないものとなっていると、先ほども申し上げさせていただきました。火葬場の今後の方向性も含めて、火葬場をどうするかというのは関係団体さんと協議をさせてもらった上で、その方向を町が意向を酌んでという方向で考えておりますので、町の一存で決めるものではないというふうに思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

何かおかしい答弁だと思うんですよね。だから、条例から見てもこの地区の方だけが使えるというような内容になっていないわけですよ。ですから、本町の住民であれば使用できると、墓理法においても火葬の求めがあった場合は、正当な理由がなく拒んではいけないというようなことになっているわけですよ。

ですから、そもそもこの火葬場をどうするかというのは、最終町のほうが、長山寺の檀家さんと話をされるのはいいんですけども、町のほうでどうするかということを考えていかなければならないと思うんですが、どう思われますか。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 御質問にお答えさせていただきます。

町の判断で方向性を決めてはどうかという御意見、御質問だったと思います。

こちらの火葬場につきましては、先ほども御説明させていただきましたように、檀家さんで持っておられた火葬場を補助金を使って移転したものでございます。許可をするのは町でなければ難しいということもあり、町で許可の申請をしたものではあります。その当時、所有権も含めて町に移転するかどうかということをお話し合われたと聞いております。檀家さんの中で、一つの組でも反対があれば町に所有権の移転も含めてしないという話があったようで、一つの組が所有権の移転には反対ということを示されたために、所有権は町のものではないということ聞いております。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

これ所有権は完全に町だと思っんですよ。条例からいっても、住民がもう使えるということになっていますのでね。町で私独断でこれをどうこうせよとは言っていないはずなんです。ですから、檀家さんとも話をされて、これ経費を今まで檀家さんが払われた、これは町の施設でありながら、何も使わないで電気代まで払っておられるということについてどう考えておられるんですか、この火葬場これからどうするんですかということをお聞きしているんですよ。全くこちらの言っている、問うてるに対しての答弁はないので、もうこれ以上しても無理かなと思いますので、もう次に移らせていただきます。

子供の弱視の早期発見に向けた取組についてお伺いしたいと思います。

当初予算で新生児聴覚検査費助成事業が計上されておりますが、子供の弱視の早期発見に向けた屈折検査や検査精度が高いランドルト環により、客観的に弱視のリスクを判断できる体制を整える必要があると言われております。弱視の早期発見に向けた取組の状況をお聞かせください。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

笠置町では3歳児健診において視力検査を実施しております。3歳児健診では、弱視のほか、斜視や遠視等のスクリーニングを行っております。事前に自宅で視力検査の練習をしていただいた上で、健診会場で問診票の確認、視力検査を行います。

ランドルト環の視標が見えなかった児については、問診票また内科診察の所見、発達検査等で総合的に判断、また、必要時には経過観察や再検査を実施し、精密検査を要すると判断した場合は、医療機関の受診を勧めているところでございます。

今般、3歳児健診で早期発見を狙う弱視の中でも第一の原因と言われます不同視弱視、片目だけが弱視は、もう片方の目はよく日常生活に不自由がないことから、行動に現れにくく、子供の観察のみの発見が難しいため、問診や視力検査では弱視が見落とされることがあるため、京都府眼科医師会より屈折検査機器導入に関する要望がありました。スクリーニングとして屈折検査機器を用いることで弱視の主な原因である遠視、乱視の程度を確認でき、子供の応答に頼らず客観的に弱視のリスクを推測できると考え、今年度、3歳児健診において屈折検査機器の導入を予定しております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

日本眼科医会によると、目の機能は3歳頃までに急速に発達し、6歳から8歳で完成するとされており、京都市では7月1日から専用の検査機器を使って屈折検査を3歳児健康診査で始め、併せてランドルト環に変更するなど、検査精度を高め客観的に弱視のリスクを判断できる体制を整えるとのことですので、聴覚検査と併せて弱視検査についても取り組んでいただきますようお願い申し上げます、私の一般質問を終わります。

議長（大倉 博君） これで由本好史議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

休 憩 午後1時33分

再 開 午後1時45分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

5番、坂本英人議員の発言を許します。坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

通告書に基づき質問させていただきます。

まず初めに、第4次総合計画についてお聞きします。

総合計画は、町の最上位計画であります。まちづくりや行政運営を総合的かつ計画的に推進するための指針であり、町の将来像を実現するために必要な施策の方向性を示すものであります。

この計画は、令和4年度から令和14年度の10年間を期間といたします。

この計画の構成は、基本構想・基本計画であり、計画実現には、実施計画を作成することが基本的な事項である。

この計画は、住民がこの町で安心・安全に暮らしていくためには行政は何をしなければならぬのかを示したものであると思います。

住民アンケートや地区懇談会等での意見を踏まえて具体的な取組を明記することが重要であると考えます。

このため、健全な財政運営を行うために、4月に組織の改編が行われ、総合計画を着実に推進するなど、地域の連携を広域的に進めるために企画政策を新設されたのだと思います。

そこで、政策室長に質問です。

第3次計画の検証結果はどのように行われたのか。それを4次計画にどのように結びつけようと考えているのかお聞きします。

議長（大倉 博君） 政策室長。

総務財政課企画政策室長（草水英行君） 失礼いたします。

第3次笠置町総合計画の検証につきましては、各所属において検証され、第4次計画につながっているものです。

第3次計画は、3つの政策の柱があったわけですが、例えばその一つは、「新たな定住をめざす環境共生のまちづくり」としておりました。この中には、交通体系の整備や情報・通信ネットワークの整備、水の供給システムの整備などが位置づけられていたものですが、それぞれの所管課におきましてそれまでの取組を振り返り、課題についても把握したところでございます。また、そのことにつきましては、第4次計画にございますまちづくりの課題といたしまして主なものの掲載をしております。

それから、3次計画と4次計画の結びつきの件でございますけれども、第4次総合計画につきましては、これまでの総合計画と切り離れたものではありません。以前の計画期間における課題をそのままにしておくのではなく、引き続いて課題解決のために取り組んでいくものとしております。

第4次総合計画では、施策の説明を掲載しておりますけれども、概況と課題として今までの取組や達成できていない問題などを掲載しております。そして、それらの問題を解消するために、取組の方針として掲載をしております。

総合計画に記載されている具体を申し上げますと、住民の健康づくりが施策1として掲げられております。そこには、概況と課題欄に特定健診や健康診査、各種がん検診を実施していますが、受診率が低いとして課題分析をしております。取組の方針欄に、自らの健康に関心を持ってもらうためのきっかけづくりやターゲットを絞った効果的な受診勧奨に努めますと記載しております。

具体的な事業内容についてはここに示されていないものですが、課題を把握し、それらを解決するための施策を講じることをここに明記しております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 坂本です。

基本計画で掲げた政策の具体策として実施計画を早期に作成することが必要であると考えますが、進捗状況はどのようになっているのかお聞かせください。

議長（大倉 博君） 政策室長。

総務財政課企画政策室長（草水英行君） 失礼いたします。

実施計画の進捗状況ということで御質問をいただきました。

第4次笠置町総合計画におきまして、施策の体系として30施策を掲げております。総合計画は、基本構想と基本計画を掲載しているものですが、この計画を進めていく上で必要となるものが実施計画でございます。

実施計画につきましては、現在のところ策定中でございます。まずは当初予算に計上した各種事業が30施策のどの分野に分類しているのか関連しているものかについて各課に照会をし、一定の仕分が済んでいるところでございます。

さて、実施計画策定におきましては、住民さんの意見やアイデアなどを取り入れながら新たな施策や今ある事業を膨らませることなどを考えていこうと、そのように思っております。

そのために、笠置町版アドバイザーボードというものを設置いたしまして、町内外の方々から意見を聴取することといたしました。このメンバーの方々とのヒアリングを現在進めておりまして、ヒアリングを通じていただいた意見やアイデアを企画政策室だけではなく、各課より1名の兼務職員で構成する企画政策チームとも情報共有しながら、実施計画に掲げる事業形状につなげていこうとしております。

なお、実施計画策定の時期でございますけれども、令和5年度当初予算より反映させないといけないと思っておりますので、本年11月上旬までには企画政策室として各課が計画する実施計画をまとめ上げ、策定につなげたいと考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 坂本です。

毎年度予算とセットでなければならぬと思うんですけれども、担当課との意見調整はどのように行われているのかということをお聞きします。

議長（大倉 博君） 政策室長。

総務財政課企画政策室長（草水英行君） 失礼いたします。

担当課との意見調整の件で御質問をいただきました。

当初予算や補正予算を計上するに当たりましては、財政担当である総務財政課の予算ヒアリングが実施されております。そのヒアリングにおきまして、企画政策室職員としても同席をさせていただいております。その際に、意見調整についてはできるものと考えております。

また、予算ヒアリング以外での調整が必要な場合は、その都度対応しようと考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5 番（坂本英人君） 坂本です。

先ほどもありましたアドバイザーボードの役割とメンバー構成、配置についてはどのようなになっているのかお聞かせください。

議長（大倉 博君） 政策室長。

総務財政課企画政策室長（草水英行君） 失礼をいたします。

アドバイザーボードの件につきまして質問をいただきました。

笠置町版アドバイザーボードとしましては、我々はその名称を「縁想会」と命名しております。当て字にはなるのですけれども、これは御縁がありますように「縁」という字と、想うという文字、思想の「想」という字、それに会議の「会」、これを組み合わせまして「縁想会」というふうに書きます。この名称には、笠置町に御縁があり、笠置町を想う会としてチームの思いが詰まったものでございます。

そもそもアドバイザーボードといたしますのは、直訳しますと諮問委員会というものになるわけですが、笠置町版アドバイザーボードとしましては、住民の方から意見やアイデアをいただき、町の施策につなげていく仕組みを指しております。

さて、そのメンバーですが、30代から50代の方々を中心に、町内外を問わず子育て支援、高齢者支援などの様々な活動をされている方や有識者、事業者等により構成しております。メンバーの方々のヒアリングを通じて頂戴する意見やアイデアを町の事業に取り入れ、対話による町政の実現を目指しております。

なお、メンバーの配置というものについては、現時点では取り決めているものではございません。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5 番（坂本英人君） それでは、今後の室の役割と意気込みのほうをお聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 政策室長。

総務財政課企画政策室長（草水英行君） 失礼いたします。

今後の室の役割、意気込みということで御質問をいただいております。

我々企画政策室には、私も含めまして3名いるわけです。そこから各課から企画政策室の兼務職員が7名おります。この10名で企画政策チームを構成しておるわけですが、主な役割としましては、まずは第4次笠置町総合計画の実施計画策定に係る各課へのサポートをしようと思っております。

実施計画につきましても、策定した後にその進捗を含め事業実施の管理までを担っており

ます。毎年度の計画の更新も視野に入れながら、総合計画に定める町の目指す姿に近づけようと努力してまいります。

意気込みということですが、企画政策チーム10名情報を共有しながら共に前に進み続けようと思っております。私自身の力は微力ではございますけれども、企画政策室長として、よりよいまちづくりのために、例え一歩でも本当に1ミリでも近づけたいと思っておりますので、皆様方の御協力そして御指導のほど、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

各質問させていただきましたが、この室の役割に住民、議会共に大きな期待を持っていると僕自身考えております。これまでの行政運営をさらに加速させられるように、4次総合計画の充実を期待したいと思っております。頑張ってください。

次の質問に移らせていただきます。

地域交通についてお聞きしたいと思います。

6月18日に、相楽東部地域公共交通シンポジウムが開催されました。このときのパネルディスカッションでは、町長が公共交通は地方自治の根幹であると声を大きく発言されておりました。

そこで質問です。

我が町における公共交通の根幹とはどのようにお考えなのでしょうか具体的にお聞かせください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

我が町における公共交通の根幹というのはどのように考えているかということ具体的に聞かせてくださいということです。

笠置町における公共交通の根幹は、やはりJRの関西線であると考えています。鉄道は通勤・通学で利用されている方々にとってなくてはならないものですし、町が実施している循環バスについても鉄道のダイヤに合わせて運行を調整しているところです。

また、相楽東部広域バスについては、JRの月ヶ瀬駅から加茂駅までの区間になりますけれども、1時間に1本の鉄道運行の補完をする形で、現在、運行されているところでして、これも鉄道を中心に施策を講じているものです。

自動車免許を持たない高齢の方、また、これから免許証の返納をされる高齢者の方々や学生たちなどが通学や通院、買物といった移動できる手段を確保することは、まちづくりとして基本的な大切なことの一つだと考えております。

公共交通施策については、第4次総合計画にも取組を掲載しておるところでして、JR関西本線の沿線地域公共交通計画に基づき、近隣町村と連携を図りながら公共交通の利便性を高めていきたいと考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

JRが根幹になるという実働的な根幹ということを考えているというところは分かりました。

僕がちょっと聞いたかったのは、パネルディスカッションのときに、町長が公共交通は地方自治の根幹であるという考え方を示されていると。この中身を僕ぜひちょっと教えていただきたいなと。僕も政治に乏しいものでして、政策でこういうことを思っていると大いに関心がありまして、これがうちの町にとってどういう根幹があるのか、町長の中の考え方をお聞きしたいなと思い質問させていただいたんですけれども、何分僕の文書が下手くそでありまして、思いが伝わり切れていなかったのかなと思います。お聞かせください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

地方自治の根幹であるというのは、まず、住民が持続的にきちんとその地域で暮らしていけること、安心・安全に暮らしていけることというのが、やっぱりコアになる核になるということだというふうに考えます。

通勤・通学の足の確保それから買物、通院等の足の確保ということで考えれば、鉄道、公共交通の役割というのは非常に大切です。

また、関係人口を増やしていく、観光客を増やしてくということにとっても、非常に大切な政策の一つであるという意味でこういう発言をさせていただきました。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

僕の思っていたこととちょっと違ったので、次の質問が難しいなと思って、その当日、シンポジウムで配布された資料等がございまして、やっぱり和東町はこれから犬打峠がトンネルが通ると、村も一定村タクというものが評価を受けているようなイメージであのシンポジ

ウムを過ごしていたんですけれども、うちの町だけちょっと弱いなというふうなことを思った節もあらんでもないんですよ。

というのは、やっぱり切山の一番上辺りで御夫婦暮らしてはりました。この方々もやっぱり交通の便が悪く、移住されました。そういう今起こっている現実というのがあるわけですよ。これ最近の話ですわ。1年たっていなかったはずですよ。その御夫婦も切にペットボトルの廃棄することの困難さ、集会所まで下りないといけないと、でも免許証返納した僕らどうしたらええんやという御相談も受けたことがあり、一般質問させていただいたこともあります。

でも、やっぱりそれだけでは人口の流出も止まらない。町長は、誰一人取り残さないという発言もされていたんですけれども、具体的にどうやったら誰一人取り残さない、そういう施策が笠置で実現できるのか、ぜひ僕ちょっと勉強させていただきたい。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

誰一人取り残さないというのは、行政の基本的な課題の一つです。交通政策におきましても、誰一人取り残さないような交通政策を構築していくことというのが求められるわけです。当日、加藤先生のお話の中でも、私の発言の後、誰一人取り残さないというのは非常に難しいというお話をちょっとされたと思います。具体的に言うたら、西に行きたい方と東に行きたい方おられたら、両方一遍は無理でしょうというふうなことやと思うんですけれども、これは私の解釈ですが。

一つの政策を決定してから、では、そこからまだ取り残されている人をどのようにして問題解決していくのかというのが行政の使命の一つでありますし、そうした問題を一つずつ解消していくことが住民の皆さんにとって暮らしやすいまちづくりにつながるんじゃないかというふうに考えています。なかなか実際問題難しいお話です。

切山の引っ越された方のお話というのもあの方かなというふうに思い浮かびますけれども、それは今後交通政策というかデマンド交通の中で、フリー走行区間を設けるかどうかみたいな議論も庁内で進めていきたいと考えていますんで、できるだけ住民の皆さんの生活が安心・安全、また、利便性の確保という面から担保されていくような行政を進めたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 坂本です。

シンポジウムにおいて加藤教授が公共交通の主体はみんなであるとおっしゃられておりました。

例えば、行政が主体となった場合にどのような役割を担おうと思われているのかお聞かせください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問です。

公共交通の主体はみんなであると言っておられたと。これ一つは、あなた任せじゃないよと、みんな考えていくことだよということをおっしゃっていたんだと思うんですが、行政が主体となった場合ですけれども、やはり利用される方の利便性を高めること、交通情報をきちんと発信していくこと、公共交通の事業者等々と共に歩いていくことではないかと考えております。

鉄道を例に取りますと、鉄道の利用者の8割が、現在、定期購入者となっているという現状の中で、JR西日本に対しては、例えば一方的に運行増便を呼びかける、利便性の向上を呼びかけるだけでなく、町として鉄道をよりさらに利用していただけるような町としての努力をしながら、共に地域住民のニーズや課題を把握し、一緒に進んでいくということが必要ではないかというふうに考えています。

シンポジウムにおける関係各所との関わりについてでございますけれども、町はJR関西線沿線地域公共交通活性化協議会に入っております。本協議会は、名古屋大学大学院の加藤先生を会長に、パネリストになっていただきました和東町、南山城村、京都府、JR西日本、近畿運輸局などと地域の公共交通についての協議を進めているところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 住民が主体になることもかなり重要なポイントだとおっしゃっておられました。住民が参加できる方法を、町はどのように今この公共交通計画を考えておられる中で、考えておられるのかお聞きしたいなと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問で、住民が参加できる方法を具体的にというお話です。

加藤先生が基調講演の中で地域の地域による地域のための公共交通をつくり、守り育てることが大切だということで、各地の事例というものを紹介されながらお話をされておりました。

た。

やはり住民として参加できるというのは利用していただくことに尽きると考えています。自動車による移動というのは時間に拘束されずに移動できるわけですがけれども、鉄道には鉄道の、バスにはバスのよさがあるというふうに感じます。鉄道に乗ることで自動車と違った風景を楽しんだり、バスはより近い目的地まで行くことができます。公共交通なら駐車場といった問題も心配することはございませんし、免許を持たなくてもどなたでも利用できるという非常に便利なツールであると思います。乗る人が増えれば増えるほど環境に優しい乗り物にもなってまいります。

住民の一人一人が公共交通についていま一度考えていただければと切望しているところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5 番（坂本英人君） 坂本です。

住民さんには幅広く使っていただきたいということはよくよく分かるんですけども、それまでにどういうふうに住民が参加する、ただただ消費することだけがこの町の地域交通を支える柱やというのは、僕ちょっとシンポジウム参加していてそういうふうに僕は捉えなかったんですよ。

やはりまちづくりにおいて住民参加型の行政って都市部で多く行われていますけれども、過疎地域にいくほど難しいような気がしたりせんでもない。その中で、うちの場合ってもう明らかに60歳以上の方が50%を超えているという数字が普通に出ていると。その人たちが地方自治の公共交通という部分に参加してもらうにはどういうことを考えればいいのかということを、もう実施計画は今考え中なわけですよ。じゃ何かこう、画期的までいかなくてもこういうふうにしたら住民の人も気軽に自分らの足のことを考えられるような方向性が見えるんじゃないのかなとか、そういう話が今出ているのか出ていないのかということをお聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

どうすれば公共交通というものを住民に利用していただいと、より利用していただけるような方策を検討しているのかということでございますけれども、現在、先ほども御説明したとおり、循環バスでありますとか、相楽東部広域バスでありますのは、全てJRのダイヤにリンクした形での運用をやっているわけです。また、一定お年寄りの方については、JR

利用の際の交通費を一部補助するという施策もやっております。

これから先ですけれども、いわゆる要望、要求、需要といいますか、英語でいいますとデマンドといいますけれども、よりよい、より使いやすい交通体系というものを検討していく中で、例えば、村タク型のドア・ツー・ドアのデマンド交通でありますとか、または、自由乗降区間を設けてより利用しやすい、そういう交通体系を実行していくというような政策を具体的に検討していきたいというふうに考えております。

それが、画期的にJRの利用の活性化につながるのかというのは、ちょっと私も分かりませんが、少しでもJRを利用していただけるように、そういう便利なデマンド交通の体系化を含めて検討していきたいというふうに考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

町長が真面目だということはよく分かったんですけれども、僕の質問は理解していないと。僕は、高齢者が多いこの町で住民参加型というのは、住民がそれ利用することしかできないのかということ。住民参加型の行政というものをやるべしみたいな話やったと思うんですよね、シンポジウムに参加させていただいたんですけれども。その促し方とか、例えば僕らは40代ですけれども、この40代がどうやったらその政策に関われたりとか、自分事で考えられる、このプロセスがなかったら町がつくったシステムで動くだけなんですよ。それってこの町で生きているのかどうかという価値がどういうふうに示されるのかというのを、もうちょっと僕はこの1,100人台やから考えられる行政施策というのを考えなあかんと思うんですよね。

みんなでつくるまちづくりとか誰一人取り残さないというんやったら、やっぱりみんなに考えてもらいたいとか、そのためには自分たちはどうやって汗かいて知恵出すんか、その姿勢が今ないと、どうやって住民が乗ってくるのかと、そういうふうに僕考えるんですよ。だから、こういう質問しているわけですよね、町長。

行政ができることを聞きたいんじゃなくて、行政はそれをどう誘発させられるのか、ムーブメント起こせるのかという話をしているわけですよね。その辺をお聞かせくださいと、今、先ほど質問させていただきました。どうかよろしく願いいたします。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

どのようにして住民参加型の公共交通というものを広げていくのか、広めていくのかと、

どういうふうにして啓発していくのかというふうな御質問でよろしいですね。

確かに、高齢者の割合非常に笠置町多いです。その中で、住民参加型の公共交通を考えるということになってまいりますと、行政といたしましては、現状、先日の公共シンポジウムのようなお話があったのか、今後町としてどのようにしていこうと考えているのか、JRの利用の促進のために住民の皆さんも積極的にJR乗ってくださいというような広報活動をちゃんときちんとやっていくというふうなことを考えないといけないと思います。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

僕以前に多分質問させていただいた中に、保健福祉課の中の予算にJRの片道分2,000円までのお金の話、町が補填している部分ね、好きなところ行ってくださいねという部分とか、通院に使ってくださいねというお金が出ていたと思うんですよ。そのお金の在り方が平成15年度に制度設計がなされたまま額面上がりもしないし下がりもしないと、そういうお話をさせていただいたことがあるんですよ。

僕は、そのときに話をさせていただいたのは、担当課の若手職員がこのお金を使ったら笠置でどこまでの範囲で遊べるのか、その範囲の中にどんな笠置の魅力が、笠置に住んでいる魅力ですよ、笠置に来てもらうんじゃなくて、笠置から遊びに行くんですよ。でも、平成15年からお金、これ何も変わっていないんですよ、交通運賃変わっているのに。見直しをする議論もないと。

例えば、それでツアーを組むと。お年寄りなり若者が気を向くような、そんなプランができたとしましょうよ。それを職員が引率して住民さんと遊びに行くと。ほなその道中はずっとお話しできるわけですよ、住民さんの声聞けるわけですよ。そこで地域交通の話なんて普通にできるじゃないですか、だって公共交通に乗っているんだから。お金使わなくても今あるもんでできる知恵って何ぼでもあるんですよ。

だから、具体的な話が出てこないのが僕は理解ができない。一議員でもここまでの思いはある。平成15年からですよ。今令和4年ですよ。一切変わっていない、この町はって。それで、公共交通がどうだとか、JRがどうだとか、自分たちの足元にあるお金の勘定もできへんし、住民感情も勘定できへん。

当たり前のことを当たり前言うてたらええというもんちゃうんですよ、行政って。町の運営は当たり前のように行わなければならないけれども、住民利益の追求というのはやめた

らならんと思うんですよ。この情熱がないのに、こんな地域公共交通なんて絶対できないですよ。誰が本気になって関わってくれるんですか。

そこでお聞きします。

我が町における公共交通の核は何なのかお聞かせください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員のお話の中で出てきました、まず、鉄道運賃の助成について先にお話だけさせていただきます。

令和2年度で利用者が約160名おられました。70歳以上の住民の方が対象で、1回について限度額が1,000円、年6回までの利用が可能やということで、ほぼ160人の利用者で10万円程度の支出が出ているということで、ほぼほぼ限度額いっぱいまでの利用をいただいているというふうに思います。

核は何ですかと、公共交通の核は何ですかという御質問でございますが、これは先ほどもお話しいたしましたように、交通政策の核というのは、先ほど根幹ということでお話ししましたように、JRの関西線であろうかと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

利用者が何人という話は僕は一切しておりませんで、大事な部分がどこなのかというお話をさせていただいたつもりでいます。これ160人っていえば160人なんですけれども、大体が決まった方がこれ申請出されるということの事実まできちんと説明していただきたいなと思うんですよ。

ということは、新たな利用者が生まれていない。だから、予算の増減がないということなのか。じゃ、そんだけ使いたい人がいる予算やったらもっと何で増額しないのみたいな話も当然出てくるやろし、減ってきたら減額も考えないといけないと。

うちの例えば今人口ピラミッド見たら多分ラップ型みたいな感じになってくるのかなと思うんですよ。この世代の方が使ってくださいと。ここに対してのサービスは充実できているよね、この人は次それ使うのかどうかと。だんだんやっぱり平均寿命が延びてきたりとか、ある一定のところでは止まると思うんですけども、その中でなぜ今町長は人数だけおっしゃるのか。人数使ってくれているからこのお金無駄になっていないですよという話がしたいのか、でも、僕が質問しているのは、もっともっと有意義に予算で使えますよねとか、逆に足りませんよと、議会こんなことしたら住民さん喜んでくれるんですよと、そういうふう

に予算設計してもらうことが、僕たちも必死に仕事ができると。これが高水準なまちづくりではないのかなと思っております。

ぜひ町長、もう少し住民目線で行政が行政のために仕事するようなことは何とぞ控えていただき、住民がこの町で誰一人取り残されないような、楽しみを持ちながら暮らしていけるような地域公共交通頼みます。

次の質問にいきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症についてお聞きします。

新型コロナウイルス感染症のリスクがいまだある中、不安とともに暮らす日常ですが、感染者及び濃厚接触者の暮らしについて御質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者への対応をお聞きしたい。笠置町における濃厚接触者への対応はどのようになっていますかお聞きします。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

町では、新型コロナウイルス感染症にどなたがかかれたかというのは分かりません。京都府山城南保健所からの報告も陽性者についての件数のみというふうになっておるところでございます。ですので、件数のみとなっておりますので、現時点で濃厚接触者へどのように対応というようなことでは、現時点では何もできていないというようなところでございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 坂本です。

僕の認識がおかしいのか間違っているのかも含めてちょっとお聞きしたいんですけれども、僕は今回濃厚接触者になりまして、それはそれは大変な生活を送らせていただきました。こんなにも元気やのに不自由があるのかというものすごく困惑したんですよ。その中で、伊左治先生とか保健所から聞いた中で、伊左治先生が町で買物を代行してくれるよみたいな話とか、何かそういう買物難民に対して、今笠置町どのように取り組んでおられるのか。保健所は患者さんが出たときに、その情報交換はもう結べていると、その協議は終わっているみたいな話をお聞きしたんですけれども、そこも含めてお聞きしてもよろしいか。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

町では、先ほども言いましたように、どなたがかかれたというのは分からないんですけれども、保健所や主治医から連絡があった町の支援を必要としている感染症に感染されてい

る方また濃厚接触者の方に、自宅療養をしている間、必要な食料品や生活必需品等の買物を代行し、配達する生活支援事業を町のほうではさせていただいております。

ただ、それも医療機関のドクターが健康観察などを実施され、その中で町が実施する生活支援サービスを提供希望される方がおられた場合のみ、その個人情報を市町村へ提供するというようになっております。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5 番（坂本英人君） ですから、患者さんとその家族さんが SOS を出したときに主治医ないしは保健所から行政に連絡が入るというシステムやということですね。

これほんまにあった話ですわ。突然来るんですよ、その日は。もういきなり濃厚接触者やというのが 9 時ぐらいに通達くるわけですよ。通達というか受診するんで、おおってなるわけですよ。もう出たらあかんみたいな話をちゃんと先生してくれるわけですけども、何の準備もしていないですよ、何の準備も。財布開けたらお金入ってへんとか、これほんまにあったんですよ。

買物難民で、その助成はあるが、お金なかったら買物できんみたいなことも思うわけじゃないですか。その辺の広報とかってどうやってなされてんのかなというのをお聞きしたいですね。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今までは、町がしております生活支援事業については、対象者には保健所より案内されるため、広報等はしてこなかったんですけども、坂本議員が御助言もいただきまして、実際かかれたという体験から御助言もいただきまして、町のホームページにも掲載させていただいたところでございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5 番（坂本英人君） 課長、一つだけ、僕はかかっていないんですよ。僕は濃厚接触者なんです。そこはもうほんまはっきりしといて。

ほんで、やっぱりうちの町で一番懸念したのは、自分が、やっぱり先輩方を見ることをやっぱりもう気を使うとか、心苦しいとか、やっぱり近所周りお年寄り多いわけですよ。ほな顔合わずだけで何かちょっと後ろめたいとか、基本的に濃厚接触者は買物行っても大丈夫ですよみたいな指針は出ているんですけども、うちほど行きにくい町ないんじゃないかなと思いましたね、日中絶対行かれへん。それはやっぱり気を使うから。ほな相手

方さんは知らないわけですから、情報公開していないから。それで僕ら若者がおばちゃんら普通におはようとか言ってしまうじゃないですか。でも、無視して行かなあかんみたいな話ですよ。こんな矛盾あります、この田舎で。ないんですよ。

だから、アピールは早いほうがいいし、どこまでサービスが充実しているか。例えば夜間しか行けへん人もいるわけですよ。夜間開いているスーパーの情報があたりとか、そこまでやっぱり考えるべきやと思うんですよ。24時間スーパーがこことこことここにありますよとか、いろんなところでやっぱり住民のサポートをしていくべきじゃないのかなと思いますので、そこは十二分に考慮していただきたいなと思います。

保健所から感染者に届く救援物資がありますが、物資が届く日数など、行政ほどのあたりまで情報を把握されているのでしょうか。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

保健所にお申込みいただければ、3日から4日後に配達されるというふうには聞いております。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） はい、そうなんです。三、四日たってどーんと来るんですよ、待ちに待った救援物資が。皆さん、風邪とかインフルエンザになられたことあると思うんですけども、三、四日で元気になったことって大半じゃないのかなと思うんですよ。そのタイミングですごい初期症状のときの物質とかばーんて来たら、使います。使いたくても使えないんですよ。おかゆさんやったりとか、経口補水液、あの辺が届いたり、半分ぐらいそういう感じなんです。それはありがたいんですけども、元気になっていたらもういらんじゃないですか、極論ね。次のときに使うかどうするかというのは、多分もらった人が考える。

そこで思うたんは、やっぱりふだんから防災意識高めといて、ある程度の備蓄はしといたほうがいいんじゃないのかって、これも公共サービスやと思ったんですよ。その辺はやっぱり広報を含めて町でやっていただきたいと思います。それを含めて今後の対応どのようにお考えなのかお聞かせください。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど議員おっしゃるように、いつそういった立場になるか分からないということですので、おっしゃられたように、各家庭でも備蓄としてそれは防災にも役立つということですので、

で、していただけたらなというふうに思います。

それから、町のほうのいろいろな初期症状のもの、おかゆであったりとかそういったものが来るということですが、町のほうではこれまでの対応では、直接電話での聞き取りをさせていただいて、できる限りの要望に沿ったものを購入をさせていただいているということです、引き続きそういった対応でやっていきたいというふうに考えております。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 坂本です。

それこそ企画政策もできたわけですから、課の内外のみんなで集まった課ができているわけなんで、そこでやっぱりいろんな情報共有をして、住民利益の追求というのをやってほしいなど、これも一つの仕事かなと思いますので、そこも含めて課内みんな連携してやっていただきたいなと思います。

最後の質問になります。

ふるさと納税の現状とこれからについてということでお聞きしたいと思います。

我が町のふるさと納税がウェブにて納税できるようになり、数年の時間がたちました。笠置の魅力を知らせていただくに当たり、大変価値のある事業であるとは考えます。

そこで質問をいたします。

現在のふるさと納税の収入は幾らあるんでしょうかお聞きします。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

返礼品付きのふるさと納税の寄附額でございますが、令和元年度が21万円、令和2年度が155万5,000円、令和3年度が215万8,000円、今年度6月現在でございますが、12万9,000円となっております、合計で405万2,000円となっております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 続いて、新しい返礼品は都度できているのかどうかお聞きします。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。

新しい返礼品でございますけれども、まず、令和元年度の時点で7品目、2年度で40品目、3年度で68品目まで増えてきております。4年度に入りまして、新しく1品目追加さ

れておりますので、現在、69品目の返礼品がございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

これ品目という聞こえがいいんですけども、やっぱり同じ事業者さんから重なって出ている部分もあるんで、これの考え方も行政的考え方やと思っているんですよ。これ納税してくれる人のほうを見てへんと思うんですよ。事業者さんは見ているんですよ。でも行政は一つの事業として考えているのか分かんないんですけども、この69品目多いよねみたいなイメージを与えようとするでしょう。これ僕ちょっと間違っていると思うんですよ。そこから辺も含めて、やっぱりもうちょっと行政の中のふるさと納税の在り方というのは、もうちょっと考えたほうがいいのかなと思っています。

現行の返礼品で納税額が下がった、売上げが下がったところがあるのかなのかというのは把握されているのかどうかお聞きします。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。

坂本議員の御質問でございますが、まず、先ほど品目だけしか申し上げませんでしたけれども、事業所数につきましては、元年度が4事業所、2年度が9事業所、3年度で14事業所になりまして、現在も14事業所の69品目という状況になっております。

また、納税額が下がったものにつきましては、令和2年度と3年度を比較しますと、アウトドア関連の寄附額が減少しております。これにつきましては、対前年で約50%減となっております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 坂本です。

これ下がっているじゃないですか。納税が下がっているのであれば、これ事業者さんと町が一緒になってやっている事業じゃないですか。行政としてこの事業者さんとヒアリング等、今後に向けた取組みたいなものは話し合われたことがあるのかなのかお聞きします。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。坂本議員の御質問でございます。

3年度までにつきましては、ふるさと納税につきましては、行政側の話なんですけれども、企業人の方に担当していただいております。そのときにつきましては、定期的というわけではないですけども、事業者さんのところにお伺いして話をしておられたように聞いては

おります。

ただ、4月以降私が担当課長させていただいて以降につきましては、現状のところデータは出ておりましたけれども、そういった事業者様と今後についての打合せなり、また、新しい返礼品の開発に関します相談等につきましてはできていない状況でございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 坂本です。

やっぱりこの納税ってある種人のふんどしで相撲取るみたいな感覚じゃないですか。自分たちは風呂敷広げといて、店に出してもらって、あとの売上げかすめていくみたいなようなイメージですよ、僕の中でいうと。それやったらやっぱり事業者と共に歩む、人づくりはまちづくりと違ってよく言うじゃないですか、その部分が行政どういうふうに思っているのかということが、ちょっと抜けているんじゃないのかなと。いいときはいいときに勝手に売れるわけですよ。でも、やっぱり下がってきたときにどんだけ手助けしてあげられるか、いろんな人をつなげられるのか、それとも画期的な特産品ができるようなアドバイスができるのか、どうやってその事業者と共にこのまちづくり歩むんか、そういうことを考えないといけないんじゃないのかなと思うわけですよ。

やっぱり下がっているところに対しては、やっぱりせめて電話でも入れてどうですかと、困り事あったら行きますよというようなスタンスを取れるような体制をつくっていただきたいと。

ふるさと納税の収入が基金で積み立てられていますが、この基金の活用法を考えながら事業をしていることがあるのかお聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 総務財政担当課長。

総務財政課担当課長（森本貴代君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えしたいと思います。

ふるさとづくり基金を充当して実施した事業があるのかという質問で、財政のほうからお答えをさせていただきます。

ふるさと納税の収入につきましては、ふるさとづくり基金に積み立てております。先ほども言いましたように、返礼品付きのふるさと納税令和2年の1月から開始しまして、返礼品なしとの寄附金と合わせまして収入は約2倍に増えておる状況です。

納税者が望まれる使い道、これにつきましては指定される方また町に任せる方という方それぞれおられるんですけども、歴史・文化等や子供のためにという方が多い傾向です。こ

れまで充当した事業ですけれども、町制80周年事業、それから桜の植栽、子育て支援事業等に充当した例がございます。

おっしゃいましたとおり、納税いただいた貴重な財源ですので、納税者の方の思いを酌みながら基金の充当先を検討していきたいと考えているところでございます。

企業人を中心に検討会議を行っていたというふうにもありましたが、今年度からは新たに設けますアドバイザーボードの御意見も参考にしながら、今の自主財源の確保としまして既存の事業に充当するか、それかまた新たな事業を起こす等有効に使わせていただきたいと思っております。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

午前中の答弁の中で、総務課長が財源確保のためふるさと納税や企業版ふるさと納税を考えるというような答弁があったかと思うんですけれども、今で数年たって400万円と。住民さんからしたら400万円って大きい額になるような響きはあると思うんですけれども、うちの町こだけ小さいいうても年間やっぱり14億ぐらいの当初予算組むわけですよ。そのうちの400万なんで、どんな事業できんねんというところもあるんですよ、継続してできる事業やったとしたらね。

それやったらやっぱりふるさと納税という制度自体をもっと町の中で常にやっぱりクリエイティブに考えていかなあかん。時代はどんどん変わっていて、違う自治体はもっともっと変革してふるさと納税の幅広げていっているんですよ。大体今観光でぱっと行ったとしても体験型も結構ふるさと納税であるんですよ、チケット自体をね。その町の価値をもうふるさと納税として提供するという自治体かなり増えています。

うちの町ってアクティビティめっちゃあるのに、多分商品ゼロなんですよ。ボルダリングぐらいかな。ボルダリングが1回あったんかななかったんかな、そんなぐらいやと思うんですよ。だから、カヌーもあって、キャンプができて、釣りもできてってあるけれども、そんな声聞いたことないんですよ。やっぱりその辺も含めてこの事業そのものが停滞していると。だから、今まではあつと走ってきたところが下がってきているというふうに僕は感じたんですよ。

もうちょっと行政が、場は提供するがあと何もしないというのは僕は駄目だと思うので、寄り添いながらふるさと納税というものの大事さを共に築いていってほしいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これで一般質問を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） これで坂本英人議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。15時から開催いたしたいと思います。

休 憩 午後2時48分

再 開 午後3時00分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

7番、西昭夫議員の発言を許します。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

通告に従って質問させていただきます。

まず、防災について。

防災について町の方針をお聞かせください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問でございます。

防災についての町の基本方針ということでございます。

住民の生命と財産を守ることが行政の責務であります。その大前提の下で、いつでも起こり得る自然災害による被害を最小限に食い止め、安心して安全な暮らしを確保することを目的として住民、地域行政が連携し、災害から住民の皆さんを守ることが防災の基本方針だというふうに考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

町長が町長に立候補されたときにもたしか防災を公約に入れられていたと思いますが、町長の思いとしては、今の町の方針プラス町長の思いというのはどういう形で現れているかお聞かせください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問でございます。

まず、災害が起きたときのいろんな対応策について、昨年度は、NTT西日本と災害協定を締結させていただきました。これ災害時の通信手段の確保ということと、それから各地区の集会所への災害用の電話の設置でございます。また、ヤフーとも災害協定を結んで、防災アプリによる避難情報、または、注意喚起のための情報発信の体制を確立いたしております。実際に災害が発生したときの対策として、町内の土木関係の事業者さんとの緊急の復旧対策

工事の協定を結ばせていただいております。

先ほどちょっと説明をしてきておりましたけれども、相楽東部3町村による災害時の相互支援協定というものに一生懸命取り組みましたけれども、その後の新型コロナウイルス感染症の拡大によって、それに対する支援についての記述について、現在、まだ協議をしているところでございます。

今後、広域避難ということも含め、また、災害時の物資の相互支援協定等も含めて、近隣の自治体や関係機関とも災害支援協定の協議を進めていきたいと。そのことによって少しでも住民の方々に安心して生活していただけるように努力したいと考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

町長、それ僕2つ目の質問で、町長が就任されて2年がたちというところの答えやと思うんですが、その前の僕は町の方針のところでも聞いたときに、そのプラス町長の思いはどこにあるのかという1つ目の質問に対しての再質問のつもりでしたんですが。

そもそも災害アプリも、今ちょっとこの議員の中に3人消防団員がいるんですね、僕を含めて、それ聞いたら正直知らんと。そうすると、せっかく町がやっていることやのに、消防団員もちゃんと把握していないというのは、これもし住民さんに聞かれたときに誰も消防団員として災害に携わっている団員として説明できないですよ。

その辺もう少し広報なり周知なりをしていってほしいんですが、町長の思いは、答えてもらえるなら答えてもらいたいんですが、答えてもらえます。町長でも参事でもいいですし、どっちですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問でございます。

町長として個人的にどういうふうを考えているかということでございます。

従来のいろんな各地での風水害、地震、洪水等々の事例についていろんな形での研修を受け、考え得る限りの最大限の被害想定をした上で、できるだけひるまずに避難指示を出しなさいと、空振りしてもいいので遅れることなく住民の生命を守るための最大限の努力をなささいというような、そういうような講習なり本なり読ませていただいております。

できるだけ早いこといろんな情報を収集しながらですけれども、できるだけ住民の方々の安全のために早め早めの避難指示、そういうもんを出して行って、被害を最小限に抑えと。

できれば誰一人けがされたりするようなことがないようにきちんと司令塔としてその任務と
いうのを果たしていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

町長、町長の個人的な思いというのは、町長にはなかなかないと思うんですよ。町長の思
いというのは町の思いなんです、行政側の。それに従って職員が動いているんで、その辺
はもう少し考えて発言していただきたいなと思います。

今言わはったことは、多分僕は町長に思いを聞いたんで、それは選挙の公約のときに言う
てはったことやと思うんですけども、それは今までの町に足らなかったことを町長は公約
として挙げてはったと思うんですよ、それを僕ちょっと聞きたかったんですが。早く避難指
示を出しなさいとかいうのは分からんでもないんですが、そうやってきたの、何かちょっと
質問と答えがずれているので、ちょっと僕も困惑しているんですが、もう次の質問にいきま
す、すみません。

役場と消防団等の防災の団体と連携について役割分担や災害時シミュレーション等は行わ
れていますか、また、今後どのように進めていくかお聞かせください。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。西議員の御質問お答えさせ
ていただきます。

災害時のシミュレーションというものは、まだできていないというのが現状でございます。
役割分担といいましても明確なものはなく、例えば避難に消防団員の方々がどのように関わ
っていただくかとか、役場の職員、警報発令時、災害対策本部が設置された後、職員のほう
は常駐するわけですけども、そのときの分担といたしまして見回り等は入っておりますけ
れども、他の部署、他の機関、消防団であったり消防署であったりというところの連携とい
うところまで役割分担までまだ決まったものはございません。

すみません、先ほど御質問いただいておりましたヤフーのアプリのほうですけども、ち
ょっと周知不足だったかと思っておりますので、広報等でお知らせさせていただきたいと思
います。
申し訳ありませんでした。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

せっかく、町長、いいことしておられるんで、もう少し頑張って広報皆さんもやっていた

だいて、町長を否定しているわけではないんですよ、せっかくいいことしたのに広報不足でみんなが知らんというのはもったいな過ぎるんですよ。広報のほうよろしく願いいたします。

シミュレーションや役割分担が実はできていない。これ僕も、実は町長が防災についてというの言うてはったなと思って、自分なりに考えてみたらできていなかったなと。そこで今回質問させてもらったんで、あまりできていないというのはよく分かっていたんで、気づけて逆によかったなと思っています。

例えば、今現状で災害の連携なりというのは当然参事が言わはったように、多分末端の団員までいっていない、いっていないというかできていないと思うんですよ。例えば、シミュレーションの状況設定として、季節春夏秋冬もありますし、簡単に言うと、平日、休日、昼間、夜、これだけで4つできるんですよ、状況設定が。それで、例えば町内にいる消防団員、役場にいる職員の数って全然違うと思うんですよ。今職員の半分ぐらいは町外ですよ。当然休日になると地元の消防団員は増えますよね、職員は減るけれども。昼間とこういう、何かバランス取れているという言い方がいいか分かんないですけども、片方が減れば片方が増える、片方が減れば片方が増える、こんな感じやと思うんですよ。

そのときに、それこそ何時、平日の昼間何時にもしこれが起きたらという想定やったらものすごい考えやすいと思うんですよ。当然平日の昼間やったら笠置町の役場が持っている自動車部がメインになって初期消火に当たると思うんですね。これが夜になると消防団員になるし、休日やったら消防団員、平日になると自動車部に負担はかかるんですけども、あと引き継ぐとか、その間に役場と消防団員引継ぎ、大きな火事やったら一晩火の番せなあかんとかってたしかあったんですね。

そういうのは当然やっていかなあかんし、これ考えたときに、自分の家から一番近い消火栓または防火水槽まで何メートルあるんやろって、これ当然消防団やったらホース1本20メートルというのは知っているんですよ。ほなそこにポンプ置いてこの家までホース何本やなというふうなの分かんないですよ、実は、考えていなかったんでね。そういうところもシミュレーションに入れてほしいんですね。

何でかという、それって全部卓上でできるんですよ、笠置町の地図あったら。こっから何メートルやな、こっち回したらプラス1本ホースいるとか、それって消防団員の誰かが知っていれば、より迅速に消火活動なりが行えるんですよ。これは消火ですけども、例えば笠置で一番考えられるのであれば、僕が思うのは、台風のときの水害、増水による災害

とか雨による土砂崩れになったときに、この前たまたま町民の人と話すことがあったんですが、土砂崩れ埋まったら助けてくれるのやろって言われたんですよ。これ、町長、どう思います、消防団員派遣しますか。できないですよ、2次災害を考えるとできないですよ。

だから、それも町民とやっぱり共通認識していると思うんですよ。だから、早めに避難してくださいというところまで言えるのかなと。役場、消防団、町民共通認識持つと、より災害への対応というのは、早くて確実にやりやすくなるのかなと。

そのためには、やっぱりある程度のマニュアル、マニュアルどおりにやれというのでは臨機応変に対応できへんのかも分かんないですけども、そういうマニュアル作りの基本になるベースのマニュアル作りというのは大事なんかなと。これ多分消防署の職員にお願いしたら、アドバイザーとして立ち会ってもらえると思います。そういうのを繰り返すことによって、消防団員のスキルもアップするし、役場の職員も、思いだけですよ、こういうのって、アップしていくし、そういうことをやってほしいんですけども、どうでしょう。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。西議員の今御意見いただきました。

確かに、本当にシミュレーションできておりませんし、多分幸いにそういった場面にも実際遭遇していない職員もそうですし住民さんもいらっしゃいますので、何かを想定して具体的に想定したほうが考えやすいのかなと思いますので、まず、職員の中、それから消防団の方にも同席いただき、消防署のほうにも御協力いただくような形で、場面に応じた具体的な行動というものをつくれればというふうに思います。こちらについては取り組むようにさせていただきますたいと思います。ありがとうございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

その延長線上にあるのかなと思うんですけども、昨年度から議会でも防災について研修調査を始めました。また、社会福祉協議会が発刊されたボランティアだよりでは、5月25日に防災士及び勉強会を開催されています。議会及び住民がこのような取組をしているところですが、町として研修や訓練など、なぜ実施されないのでしょうか、また、実際の災害を想定した住民参加型の避難訓練等を今後実施される計画はありますか教えてください。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。西議員の御質問お答えさせ

ていただきます。

町といたしましても、令和3年度につきましては幾つか事業をしております、11月29日と2月24日になりますけれども、こちらも防災士さんをお招きいたしまして、区長さん、区の役員の方々と、避難行動の目安となる地区ごとの地区タイムラインというものを作成いたしました。全ての地区におきまして提出いただき、100%の作成となったところでございます。

また、1月27日には、同じ乳幼児を持つお母さん方を対象に、保育所におきまして、こちらも女性の防災士さん、母親としての立場で防災士の目線で避難なりお話をいただいた出前講座をさせていただいたところです。

1月28日には、学校給食において非常食を食べていただき、そのときにうちの担当のほうの職員で、小学生の子供たちにお話をさせていただいたというところです。

全体的な訓練とか研修ということではございませんけれども、まず、小さなところからそういう防災意識というのを持ってもらったというところからさせていただいたということでございます。

本年度ですけれども、9月にまた京都府の総合防災訓練が実施されます。今回は1か所でされますけれども、その同日に笠置町では物資の輸送の訓練が入ってきております。役場の下で物資受け取り搬送するというような訓練がありますので、こちらのほうまた御協力いただいたり、住民の皆様にも可能な範囲で見学できるということでしたら見ていただいて、こういうことをしているんやというところ、こういう輸送があるんやというところも見ていただけたらと思いますので、そういうところ、訓練ということではないですけれども、進めたいなと思っているところです。

先ほど来、さきの質問でもありましたが、なかなか町として住民さんと一緒になった訓練というのができておりませんので、以前から御指摘いただいていたところですし、できるだけこういう京都府さんであったり、相楽中部消防本部のほうの訓練というところも合同になった中で、何かしら考えていけたらと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

そのとおりですよ。今までマニュアル等がなかったというのは、作ればいいんですけれども、作るまでが一番しんどいんやと思うんですね。その後はというと、今ふうに言えば、アップグレードとか、ブラッシュアップとか、更新していくとその後の人が楽になると思う

んで、それを高いレベルの次元で維持していけば、笠置の町民、それこそ町の方針でも住民の生命と財産を守るためにはずっと役立つかなと。だから、一緒に協力してやっていきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

その中で、最初の向出議員の災害時のペットの問題のことで、僕もちょっと質問させていただきます。

これ2019年台風19号で多摩川氾濫の唯一の死者って言われているのが、4階建てのマンションに住んでおられて1階に住んでおられたんですが、ペットを飼っていて避難するのを恐らく躊躇されたんだらうということになって亡くなられた。それが唯一の死者やったというので、笠置町としてはペットを同伴できる避難所はないということやったんですが、その対応なりは、一緒に住んでいる方にとってペットはもう家族なんで、人命が第一やというのはよく分かるんですが、笠置町として何かできることはないのかなと。今どういうお考えか聞かせてください。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。西議員の御質問お答えさせていただきます。

朝からの向出議員の御質問もありましたとおり、今避難所としてペット同伴で受け入れるという施設にはできておりません。私も飼っている身ですので、本当に家族の一員やというのはよく理解しております。

平常時から長期自宅でということになりましたら、そのためのペットフードであったり、ペットのシーツとかというのを常備しておいていただくというのはあるんですけども、どうしても連れて逃げる場所がない、そうなるどこかかっていいますと、今の状態ではなかなか難しいなということもありますので、例えばこういうときに受け入れていただけるペットホテルをこういうところがありますよという情報提供でしたりとか、御自身でいつも使われているようなところがあつたら、お問合せいただいおくとか、そういうところの前もっての準備というところの啓発というところからまず始めないといけないのかなというふうに思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

笠置町は人口が少ないというのがありますし、それは逆に言えば小回りが利くというふうに捉えるとプラス思考で僕はいいと思うんですが、例えばペットを飼っておられる方、ペッ

トの種類にもいろいろある、犬、猫、爬虫類、鳥とかいろいろあるとは思いますが、そんな人たちからヒアリングなり聞くというのはいいと思います。聞いてどういう方針でいくかというのを伝えるのもいいし、例えばアイデアをもらうのもいいし、そういうのはやってもらうことというのはできるんですか。もしやるとしたらいつまでにというのは答えられるかどうか分かんないですけども、せっかくなんでお願いします。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。西議員の御質問お答えさせていただきます。

本当におっしゃっていただいたように、犬、猫だけではなくて鳥、ウサギ、ハムスター等々いろいろあります。小動物だからといってほっとくわけにもいきませんので、今回の総計でアドバイザリーボードというのもありますし、単にアンケートという形もありますので、ペットを飼われている方がどのようなことを考えていただいているのか、どういう対応を求めておられるのかというのは、ちょっと聞かせていただく場面があってもいいのかなと思いますので、そういう機会を早い段階でちょっと探させていただいて、アンケートでしたら各戸配布でさせていただくとか、アドバイザリーボード開催されるときにちょっと聞いてほしいということをお願いするとか、ちょっと考えさせていただきたいと思います。

いつまでとは、できるだけ早い段階でというところで、申し訳ありません。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。ありがとうございます。

何を言いたかったかというのと、ペットも大事なんですけれども、そのために人が亡くなっているということが、そこを重く受け止めて対応していただきたいなど。ペットのために人が死ぬんやというところを重く受け止めてもらいたいなどというので、これ質問させていただきました。

次の質問に移らせてもらいます。

いこいの館の運営についてです。

ほかの議員さんの質問と重なると思いますが、もう一度住民さんに聞いてもらうためにも同じ質問をさせていただきます。

今期議会に上程予定だったコンサルタント等に関する補正予算が計上されていませんが、経過についてお聞かせください。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。西議員の御質問にお答えさせていただきます。

本年3月の定例会におきまして、コンサルタントに関する費用を6月補正で計上させていただくと、町長から答弁がございました。午前中の一般質問でもございましたけれども、4次の総合計画におきましても、いこいの館につきましては再開を目指すとしているところでございます。それに向けまして、まずは、全てを修繕した場合や複数の修繕、再開のプランについて、コンサルタントに依頼する予定の補正予算を計上する予定ということで、3月の時点で申し上げていたかと思えます。

その後、限りある財源を有効に活用するためには、まずは何を施設の魅力にしていくのか、また、設備に関しましても環境に優しい設備の導入の検討も含めた中で、再開のコンセプトを決定し、そのコンセプトが出来上がったタイミングでコンサルタントを入れ、改めて再開に向けての予算を計上させていただくこととさせていただいたところでございます。

そのため、今回の6月補正につきましては、現在、運営している施設を視察させていただきまして、その施設の特徴や工夫されているところなど生の声を聞きまして、いこいの館再開に向けてのコンセプトづくりに反映させていただいて、再開のための第一歩として視察に関する予算を計上させていただいたところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

これ先週の補正予算のときにも似たような質問で説明があったと思うんですが、やっぱりその後住民の方から言われたんは、今から視察かと、ちょっと遅いんじゃないか、やっぱりそういうことが出てきました。それは、僕はどう説明したかっていったら、それでも前に進んでいるからちょっと待ってくれと、見といてほしいというのは言ったんですが、やはりそういう思いというのは僕も持ちましたし、ただ、せっかく動いたんやからいいものにしていただきたいという思いがあります。

僕ら、僕らというか行政側とか、行政側だけで考えるのではなくて、持って帰ってきた情報なり、あと例えばほかの人らでも温泉好きな人ってやっぱりいるんで、こういう温泉があったらいいとか、温泉じゃなくてもこういう感じの雰囲気だけでもいいですし、そんなんしたらどうやろかとかというのは、やっぱり皆さん思っているところは多少なりともあると思うんですね。そういう意見もやっぱり取り入れてもらえたらなと思っています。

そして、次の質問ですが、いこいの館運営対策特別委員会が長く開催されていませんが、報告がない状況ですが、今年度の進捗状況についてお聞きします。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。西議員の御質問にお答えさせていただきます。

いこいの館運営対策特別委員会につきましては、本来でございましたら定期的を開催しまして進捗状況等のお話をさせていただかないといけないところでございます。特別委員会の開催につきましては、正副委員長とは打合せはさせていただいたところでございますが、こちらの準備不足によりまして開催に至っておりません。申し訳ございませんでした。

今年度の進捗状況でございますが、4月以降、先ほどの内容の補正予算の内容を検討する中で、実際に温浴施設に従事している方に一度施設を見ていただくということで、坂本委員長の計らいもありまして、近隣の温浴施設に従事しておられる方の御意向で、実際にいこいの館までお越しいただいて、浴室や機械設備等を見ていただきました。その中で、再開の可能性やアイデアなどをいただきまして、そういったことも踏まえまして視察先の検討などをしてまいったところでございます。

また、裁判の関係につきましては、午前中もありましたとおり、第14回の審理が終わりまして、町に求められている書類につきましては裁判所に提出しておりまして、現在は反訴に関する相手方の準備書面が提出されるのを待っている状態でございます。

また、令和2年から3年計画で修繕計画を行っております受変電設備でございますが、今年度最終年度でございます。PCBの含有量の調査が現状終わっておりまして、PCBは含まれていなかったということで、8月から9月をめどに受変電設備の修繕を行っていきたくと考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

その次の質問が、いこいの館運営再開に向けたスケジュール、スケジュールをメインに聞きたいんですが、及び方向性、これは視察を行ってから決めるということなんですが、全く方向性今のところは決まっていないという状況なんですかね。じゃ、スケジュールをお願いします。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。西議員の御質問にお答えさせていただきます。

今後のスケジュールでございますけれども、まずは、7月より視察研修を順次実施していく予定としております。11月頃をめどに視察を終えていきたいと考えておりまして、そこからアドバイザリーボードまた住民さんの意見等を聞きながら、先日の議会の中でも坂本委

員長から言っていたいただきました特別委員会も一緒に考える場としてはどうかというお話もいただいておりますので、その中で一緒にコンセプトなりを決定していきたいと考えております。

11月までに視察を終わって、今年度中にコンセプトが決定できればいいんですけども、できるだけ早くコンセプトを決定した中で、具体的な再開に向けて進んでいきたいと考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

そうですね、いろんな人から意見聞いて、町内には、町内というか笠置自体が今アウトドアで結構にぎわっていて、キャンプやったりとか、ボルダリングやったりとかあります。

例えば、僕のこれ一つの案なんですけど、そういうグッズなり商品をいこいのスペース、表のスペースがありますよね、あんなところで展示会みたいなのするとか、例えばそれに合わせて車でもキャンピングカーとか、なかなか笠置はちょっとキャンピングカー少ないんですよ、とかそういうのでもやると集客につながるのかなとか。あとは、もうボルダリングせっかく中にボルダリングのウォールがあるんで、そこに関連づけてそういうイベントなり打つとかというのは、集客の一つの方法なのかなと思います。

だから、時間をかけて、どうせ時間をかけるならやっぱりいいものにしてほしいんで、特別委員会でも、協力していくっておかしいですね、両輪となって頑張っていくのが一番いいと思いますんで、よろしくをお願いします。

ということで、僕の一般質問を終わります。

議長（大倉 博君） これで西昭夫員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。次50分から開催予定にします。

休 憩 午後3時37分

再 開 午後3時50分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長（大倉 博君） 日程第2、閉会中の委員会調査等の報告及び一部事務組合議会報告を行います。

閉会中の委員会調査等の報告を行います。

総合常任委員会、向出健委員長。向出議員。

1 番（向出 健君） 総合常任委員長の向出です。

総合常任委員会の報告をいたします。

去る4月26日に、町内の避難所や備蓄倉庫の視察を行い、防災無線・発電機の使い方のレクチャー等を受けました。

その結果、幾つかの課題、改善点が各委員より指摘され、意見が出されました。この意見等を申入れ書としてまとめ、本日、議会定例会終了後に、総合常任委員会名で町長宛てに申し入れる予定をしています。

申入れ内容は、避難所の体制や運営の見直し、避難所収容数を超える避難者への対応、電気、ガス、発電機等の使用目的の想定と準備、防災行政無線の音声調査とその課題の検討と対策、備蓄倉庫の設置数や備蓄品やその運用等の検討と対策、防災シミュレートによる課題の検討と対策、町民及び町職員への研修・訓練の毎年の実施です。

なお、申入れ書には、町に対し文書にて、御回答いただくよう申し添えています。

以上で総合常任委員会の報告を終わります。

議長（大倉 博君） 次に、いこいの館運営対策特別委員会、坂本英人委員長。

5 番（坂本英人君） いこいの館運営対策委員会より委員会報告をさせていただきます。

まず初めに、委員会開催をさせていただきたく思っているんですけども、なかなか行政との打合せがうまくいかず、開催できていないことを委員会として少しおわびさせていただきたいと思います。

6月の補正予算もあるため、行政に対しては委員会の開催を促しておりました。6月3日金曜日午前10時、正副委員長と行政、議会事務局が出席をし、委員会開催に向けての協議を行いました。

行政側から6月補正予算の概要説明がありましたが、それに伴う各資料が提出され、委員会を開催し議会の理解や議論が深まることができかねる内容であったため、再度、内容を考え直すようにと1回目の協議を閉じました。

6月14日火曜日午後5時より2回目の協議を開催いたしました。この日は温泉の湧出量の調査費用と再開に向けてのスケジュール等の提示はありましたが、町長から具体的な説明はなく、このまま委員会を開催すれば、議会の混乱を招くおそれがあり、委員会の開催を今回は見送らせていただきました。

委員会を開催するには至っておりませんが、正副委員長共に、いこいの館の再開を目指し、

行政に働きかけております。

以上でいこいの館運営対策特別委員会の報告を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） 次に、一部事務組合議会報告を行います。相楽郡広域事務組合議会、由本好史議員。

3番（由本好史君） それでは、令和4年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会の報告をさせていただきます。

本臨時会は、令和4年5月20日午後2時から大谷処理場会議室におきまして、開催されました。

この臨時会は、本組合を構成する市町村のうち、3月23日に南山城村議会で、本組合議会の改選が行われたことにより、現在、議長が不在になっておりましたので、議長選挙が指名推薦により行われ、南山城村議の久保憲司氏が選出されました。会議録署名議員の指名につきましては、精華町議の青木敏氏、岡田三郎氏が指名され、会期につきましては、5月20日、1日間に決定いたしました。

次に、議案第7号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての1件が提案されました。

内容につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与については、令和3年8月10日に人事院勧告がなされ、これを受け法律案が令和4年4月5日に可決されました。本組合職員の給与についても、国家公務員に準拠していますことから、国と同様に期末手当の支給月数が一般職員及び会計年度任用職員につきましては、2.55月から2.4月へ0.15月引き下げられます。また、本来、令和3年12月の期末手当で引き下げられる支給月数分0.15月分を令和4年6月の期末手当で調整する旨を附則で定めたものでございます。質疑・討論の後、賛成多数で可決されました。

以上で相楽郡広域事務組合議会令和4年第1回臨時会の報告を終わります。

議長（大倉 博君） 次に、山城病院組合議会、西昭夫議員。

7番（西 昭夫君） 令和4年第1回国民健康保険山城病院組合議会臨時会の報告をさせていただきます。

日時、令和4年5月16日月曜日9時半から始まり、京都山城病院医療センター会議室で行われました。

開会に先立ち、令和4年4月1日から特別参与兼介護老人健康保健施設やましろ施設長に就任した原田政吉先生から自己紹介がありました。

日程第4、専決処分の承認を求めることについて。

京都山城総合医療センター使用料等徴収条例の一部を改正する条例について専決処分をしたものは、挙手全員で承認いたしました。

日程5、専決処分の承認を求めることについて。

医療過誤による治療内容に関すること及び治療に要した費用に対する補償について専決処分をしたものも、挙手全員で承認いたしました。

日程第6、京都山城総合医療センター使用料徴収条例の一部を改正する条例について。

令和4年度診療報酬改定に伴い、所要の改正を行うもの。反対意見として宮嶋議員から反対意見がありましたが、挙手多数で可決いたしました。

日程第7、国民健康保険山城病院組合介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

令和5年4月1日から回復期リハビリテーション病棟の開設に向け、定員数の改正を行うもの。これは全員挙手で可決されました。

以上、提案された承認2件、議案2件について全て承認・可決されました。

以上、国民健康保険山城病院組合議会臨時会の報告を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） これで、閉会中の委員会調査等の報告及び一部事務組合議会報告を終わります。

議長（大倉 博君） 日程第3、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり委員会の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（大倉 博君） これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

令和4年6月第2回笠置町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午後4時02分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員